

令和 7 年

建設委員会会議録

と き 令和 7 年 9 月 2 4 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会建設委員会

日 時 令和7年9月24日(木) 午前10時00分～午後2時05分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 新妻 さ え 子 副委員長 せ お 麻 里
委員 木 村 健 悟 委員 松 永 よ し ひ ろ
委員 ゆ き た 正 春 委員 安 藤 た い 作
委員 中 塚 亮

出席説明員 鈴木 都 市 環 境 部 長 鵜 田 都 市 整 備 推 進 担 当 部 長
(広 町 事 業 担 当 部 長 兼 務)
高 梨 都 市 計 画 課 長 川 原 住 宅 課 長
小 川 木 密 整 備 推 進 課 長 中 道 都 市 開 発 課 長
大 石 ま ち づ くり 立 体 化 担 当 課 長 森 建 築 課 長
中 西 環 境 課 長 篠 田 参 事
(品川区清掃事務所長事務取扱)
(資源循環推進担当課長事務取扱)
溝 口 防 災 ま ち づ くり 部 長 七 嶋 災 害 対 策 担 当 部 長
(危 機 管 理 担 当 部 長 兼 務)
櫻 木 地 域 交 通 政 策 課 長 山 下 交 通 安 全 担 当 課 長
川 崎 土 木 管 理 課 長 森 道 路 課 長
(用 地 担 当 課 長 兼 務)
大 友 公 園 課 長 関 根 河 川 下 水 道 課 長
羽 鳥 防 災 課 長 遠 藤 防 災 体 制 整 備 担 当 課 長
星 災 害 対 策 担 当 課 長

○午前１０時００分開会

○新妻委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査、行政視察についておよびその他を予定しております。

最後に、本日も効率的な委員会運営に、ご協力をよろしくお願いいたします。

１ 報告事項

(1) 第３６回東京都道路整備事業推進大会について

○新妻委員長

まず初めに予定表１、報告事項を聴取いたします。

(1)第３６回東京都道路整備事業推進大会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨都市計画課長

私からは第３６回東京都道路整備事業推進大会について報告をさせていただきます。資料はＡ４判１枚のものをご覧ください。

東京都道路整備事業推進大会は通称「道路大会」と呼ばれております。今年度も昨年同様の内容で開催されます。

１、開催日は令和７年１０月２１日、午後１時からでございます。２、会場は例年どおり、砂防会館の別館１階となっております。３、開催の目的ですが、広域化する交通混雑の緩和や安全で快適なまちづくりに資するため、道路、橋梁、鉄道連続立体交差等の整備などの推進を図ることを目的としております。４、主催および後援につきましては、資料記載のとおりでございます。５、参加規模は、各区市町村等より８００名程度が参加する見込みでございます。区からは１０名の参加を予定しており、当委員会からは、正副委員長ならびに松永委員にご参加いただく予定となっております。

当日は午後１時の開会に向けて、車で正午頃、出発する予定としておりますが、詳細につきましては、改めて、出席する各委員に直接ご説明させていただきます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

開催目的なのですが、そこに広域化する交通混雑の緩和とあるのですが、この間、品川区内の交通混雑は悪化しているのか伺いたいと思います。もし、交通量等のデータなどもあれば、お示しいただければと思います。

それと、大会では、整備推進を求める道路の中に補助２９号線とか放射２号線などの特定整備路線は含まれているのか伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

ご質問にありました区内の交通混雑の定量的データにつきましては、今、手元に細かい数字はございませんが、まだ依然として、都全体から見ると、区をまたいで広域的ネットワークされているものでございますので、都市計画道路の整備をはじめ、まだまだ整備が必要な路線は、今現在も新たな整備路線

の検討を行っているところでございますが、必要な道路は依然として存在する。道路整備には取り組んでいかなければいけないと認識しているところでございます。

2点目の特定整備路線がこの道路整備の内容に含まれるかというところでございますけれども、特定整備路線をはじめとした各都市計画道路の整備の推進についても、今回のこの道路整備事業推進大会の要求項目には含まれているものということで認識しているところでございます。

○安藤委員

補助29号線とか放射2号線とかの特定整備路線なのですが、当初は防災だということで、さんざん説明されたにもかかわらず、認可申請された冒頭には、交通の円滑化と書いてあったということで、交通の円滑化を理由に推進されたという、品川区も申請したということがありますので、それを理由にされて進められている以上は、区内のそうした特定整備路線を通すようなところでの交通量は、ぜひ把握していただきたいと思います。

それと、特定整備路線も含まれているということでしたけれども、やはり莫大な税金投入で住民を立ち退かせて、地域の環境や商店街からも悲鳴の声が上がっています。コミュニティーを壊して、反対の声も強いという特定整備路線の推進を求めるこの道路整備事業推進大会の趣旨に私、共産党は反対です。この場を借りて態度を表明させていただきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

今、開催目的について議論がありました。東京の広域化する交通混雑の緩和ということですが、課長の説明では、まだまだ東京都全体でも整備が必要と。都市計画道路の整備が必要という説明がありました。区の考えといたしますか、道路大会全体の認識では、混雑具合というのはどのぐらいを見込んでいるのか。交通混雑の緩和というのはどのぐらいの混雑具合の緩和を目指しているのか、いろいろな測り方があるかと思うのですけれども、がらがらを目指すのか、信号交差点で車が止まったときに、五、六台止まる分には、そんな混雑してないと思うのか、例えばこういう測り方というのがあるのか。きっとあると思うのですけれども、この交通混雑の緩和というのはどの程度を目指しているのかをご説明いただきたいと思います。

それと、道路のところで、特定整備路線についても要求項目が含まれているということですが、これは今年に限らず、昨年も続いているかと思うのですが、ぜひ、道路大会終了後には、どういう大会決議というか、何か採択されたものといいますか、それを資料として引き続き頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

混雑具合の程度はどのぐらいの混雑具合がいいのかというところでございますけれども、渋滞が起きている路線であったりとか、また鉄道との交差部、踏切によって遮断されて、そこで交通ネットワークが阻害されている等々も、それぞれの道路が置かれている状況によって、状況が異なるかとございますが、いずれにしても、都内、区内の円滑な移動のために、まだ東京都内の都市計画道路の整備率の6割程度といったところもありますので、そういったところを目指して、整備が必要であるという認識でございます。

2つ目の決議文の情報提供等については、今後、考えさせていただきたいと思っております。

○中塚委員

交通混雑の緩和のところですけども、整備がまだ6割しか進んでないというご説明もありましたけれども、つまりこの交通混雑の緩和の基準というか、測り方は特にないということなのか伺います。なぜならば、タクシーの運転手やトラックの運転手、日常的に幹線道路を走っている方々に話を聞くと、昔の渋滞に比べて最近は都心に道路が減ってきたのだという話をよく伺うのです。別の場でも言いましたけれども、車を持っている若い世代といたしますか、20代、30代、40代の車の保有率も減ってきていますし、一方でカーシェアリングという新しい仕組みもありますので、車の台数そのものが減ってきています。交通混雑の緩和等を目的にするのであれば、何か定量的な物差し、また目標がなければ、ただのお題目だけであって、結局まだ6割しか進んでないから残りの4割をとると、何のための道路なのだと思いがしてくるわけです。なので、どういう物差しなのか、改めてご説明いただきたいと思います。私の問題意識としては、いわゆる交通の円滑化というよりも、快適なまちづくりというところで、新たな再開発を資するためのインフラ整備に都市計画道路の趣がいよいよ重点化していると、私自身は思っているのですけれども、区の見解を伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

交通渋滞の定量的な定義というご質問でございますけれども、少し細かい数字が間違っている可能性がございますが、東京都の道路における車両の通行において、平均的な速度が、例えば20km/h以下であるとかということで、定量的な指標がございます。そういった指標で、都内のこういったところで渋滞が発生しているのか等々は、東京都はじめ、そういったところで調査が行われているものという認識でございます。

○中塚委員

平均時速20km/h以下。今日はここで終わりにしますが、随分、道路も減っているし、渋滞も以前に比べて減ってきているし、新たな都市計画道路の整備の目標が交通混雑の緩和は大分、今の状況に見合っていないと思います。やはり新たな再開発へのインフラ整備等に重きを置いていると改めて思いました。

最後に、委員長に一言、意見だけ述べさせていただきますけれども、道路大会に建設委員会を代表して参加をするというところですが、やはり特定整備路線をめぐって賛成、反対が現議会でも意見が分かれているときに、建設委員会を代表して参加をするというのはいかがなものかと。間違っているなと思います。根拠になっているのが申合せ確認事項ということになりますので、委員長におかれましては、議運の委員長に申合せ確認事項の改定をぜひ提案していただきたいと、意見だけ述べさせていただきますと思います。

○新妻委員長

ご意見として賜りました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和7年11月都営住宅入居者募集について

○新妻委員長

次に、(2)令和7年11月都営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原住宅課長

私からは、令和7年11月都営住宅入居者の募集について、ご報告をさせていただきます。恐れ入ります。資料をご確認ください。

1、募集内容でございますが、家族向け、単身者向け、居室内で病死等があった住宅の募集となります。2、申込み用紙の配布期間は11月4日火曜日から12日火曜日まで。配布場所は住宅課の窓口をはじめ、記載の各施設でございます。3、広報の掲載につきましては、11月1日号の『広報しながわ』および11月1日号の『広報東京都』のほか、区のホームページにも掲載の予定でございます。4、その他といたしまして、東京都からのプレス発表につきましては、10月21日を予定してございます。

最後になりますが、募集の冊子につきましては、11月4日までに区議会事務局を通じて、委員の皆様へ配付をさせていただきます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○安藤委員

都営住宅ですけれども、住民からやはり根強く出てくる声が、結構、空いたままにしているという話です。それは精査、きちんと目的と実態を把握しなくてはいけないのだろうと思うのですが、そうした中で、葛飾区等では区内の都営住宅を活用した若年・中年単身者の就労自立モデル構築事業を東京都と協定を締結して行っているのです。品川区としてはこの制度をどう認識しているのか、あと検討したことがあるのでしょうかということを伺いたいと思います。

また、併せて、改めて都営住宅に準用して、大体、運用とか家賃等を決めていると思うのですが、都営住宅のほうは入居の際、連帯保証人を不要にする条例改正を行いました。改めて区営住宅の入居の際の連帯保証人も不要にすることを求めますが、そちらについてはいかがでしょうか。

○川原住宅課長

2点、ご質問をいただきました。1点目は葛飾区におけるモデル事業の展開について、区はどのように把握しているかというところでございます。品川区については、このようなモデル事業の実施は今のところ予定はしてございません。特に都からもこういった通知はないのですが、当然、他区の状況については、品川区でも情報収集をしているところでございます。都営全体の募集の傾向を見ると、やはりこちら側の都心西地区よりかは東側の江戸川区であるとか、葛飾区、足立区であるとかは、非常に空き住戸も余裕があると見てございますので、そういった空き住戸の活用なのかと把握をしているところでございます。若年層であるとかそういった方たちに、一定のニーズがどのようにあるかは、引き続き、葛飾区の動向を見ながら注視していきたいと考えてございます。

2点目の質問、都営住宅で保証人を廃止して、区営住宅については保証人についてどのように考えるかというご質問でございます。当然、都営住宅が保証人が廃止になったので、ただ、そういった家賃の滞納している方に対しての徴収は、引き続き、都でも行っていると伺っているところでございます。現在、区においては保証人を今すぐに廃止するという予定はないのですが、引き続き今現在の保証人の人数であるとかは動向を把握してございまして、今、区営住宅で約1割ほどの方が保証人、C a s a を利用しているところでございます。これが例えば一気に単身高齢者で身寄りのない方がすごく増えて、保証人の利用率が上がってしまったであるとかいった急激な変化があった際には、引き続き研究・検証をして、今後の保証人の在り方を考えていきたいと思いますが、現時点においては今すぐやめるといった予定はございません。ただ、家賃がなかなか払いづらいといったご相談があった際には、引き続き、

丁寧に対応しているところでございます。

○安藤委員

つまり、人権の観点から、先ほどの事業なども、やはり住宅に困窮する若い方も含むモデル事業ということですので、研究していただきたいと思います。保証についても再検討していただきたいと、重ねてお願い申し上げます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

都営住宅入居者募集に関わって、区営住宅も同様なのか伺いたいのですけれども、都営住宅の家賃、また区営住宅の家賃はどのように決まっているのか。多分、全体的な仕組みはほぼ同じような感じなのかと思うのですけれども、家賃がどのように決まっているのかを伺いたいと思います。

つまり、今、品川も23区内も家賃が高騰しておりまして、こういう家賃の高騰が都営住宅や区営住宅の家賃に影響してくる仕組みなのか、それとも根拠が条例なのか要綱なのか分かりませんが、そういう変更がなければ変わらないけれども、あれば変わるのか、少し都心の家賃が高騰しているだけに、都営住宅や区営住宅の家賃がどのような仕組みになっているのが影響することがないのか、そこは少し心配なので、ご説明いただけたらと思います。

○川原住宅課長

区営住宅についての使用料の設定についてのご質問でございます。残念ながら、都営住宅も大きくは変わらないかと思いますが、少し中身の使用料決定等については区のほうは関与してございませんので、区営住宅についてで説明させていただければと思います。

区営住宅につきましては、当然、一番大きいのが、その方の収入に応じて、段階別に使用料をつけているところでございます。当然、平米数であるとか広さによっても変わってくるのですけれども、冬頃に毎年1回、使用料の認定を毎年調査させていただいた上で決定をさせていただいているのですが、確かに委員のおっしゃるとおり、民間の家賃相場に反映するかどうかというご質問だったと思いますが、そこはすぐに反映するということはございません。ただ、地価公示価格も毎年、反映してございますので、場所によっては200円とか100円程度上がったたり、もしくは逆に下がったりといったところもございます。そういったところを勘案しながら使用料を決定しておりますが、1割や2割上がるというところもございません。

あと、通常の使用料に加えて減免申請というところもございますので、例えば障害の手帳をお持ちであるとか、あとは長期療養で病気をされていらっしゃるとか、無職でいらっしゃるとか、何らかのそういった困窮するご事情がある方については、それをご申請いただいた上で減免を決定させていただくといった形でございますので、一概にこの広さのこの方たちが住んでいて、一律の使用料にはなってはございません。

○中塚委員

少し関連した話で、そんなに長くやるつもりはないのですけれども、問題意識としては都心の家賃が上がっているので、こうした流れが都営住宅や区営住宅の家賃に値上げの影響を及ぼすことになってしまうと、ますます暮らしが厳しくなるということで伺っているのですけれども、今の説明だと、すぐに反映しないけれども、地価公示が上がるときもあれば下がることもあるということですが、やはりすぐと言われると、じわじわというのもあり得るのかなと勘ぐってしまうのですけれども、仮に区

営住宅の話でいうと、これを決めているのは条例なのですか、要綱なのですか。条例であれば、議会のチェックが関わりますけれども、要綱であれば議会への報告はもちろんございますが、区長の判断にもなるわけで、いずれにしても、とても区民の暮らしぶりを見ると、物価高も踏まえて、家賃を上げる環境にはないと思うのですが、いかがかと。

最後に、区民住宅についてなのですが、いわゆる近傍家賃の設定というものが、いろいろ私も伺ってはいるのですが、逆にこの区民住宅のほうは、最近の家賃の値上げの影響を受けやすいというのか、もう受けているのか、近傍家賃との関係で、更新のときに上げざるを得ないという仕組みになっているのか、最後にこれだけ一緒にご説明いただけたらと思います。

○川原住宅課長

2点、ご質問をいただきました。まず、1点目の区営住宅の使用料の設定は何に基づいているのかというところなのですが、大元のところは公営住宅法に基づいて設定をしていて、そこから区営住宅の条例と、あと利便性係数というものも定めているのは条例施行規則というところで、いずれにしても条例がベースになっているところでございます。

あと2点目でございます。2点目は区民住宅の近傍同種の家賃で、近年の家賃の値上げ等は影響を受けるのかというところでございますが、現在のところは値上げを考えてはおりません。令和2年に、空き室が多いところから使用料を改定して減額を行っているところからも、今は現在、かなり高い九十七、八%ぐらいの入居率を保っているところでございますので、空き室をなるべくなくすところの工夫といったところでは、引き続き現在の使用料で、区民住宅の提供は行っていきたいと考えているところでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和6年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価について

○新妻委員長

次に(3)令和6年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原住宅課長

それでは、まず初めに住宅課から令和6年度の指定管理者による管理に対するモニタリングおよび評価についてご報告をさせていただきます。恐れ入ります。住宅課と書かれたA4判の資料をご覧くださいければと思います。

初めに1ページ目、指定管理者、株式会社品川宅建管理センターの総括シートについてご説明をさせていただきます。施設名称と施設の目的については、記載のとおり、区営住宅については住宅に困窮する低所得者へ公営住宅を供給することとしておりまして、13団地、439戸を管理しております。区民住宅については、中堅所得ファミリー層の定住化を図ることとして、ファミリー西五反田西館、東館の2館を除く区民住宅、6団地、243戸、合計682戸の管理を行っております。指定管理業務の概要は入退去者の管理、建物の保全・修繕などでございます。

資料、中ほどにございます管理運営実績に関する統計情報の欄をご覧ください。区営住宅および区民住宅の収納率については、令和6年度で99.66%、こちらが区営住宅、および99.35%、こちら

は区民住宅となっております、例年と同様に高い収納率となっておりますのでございます。次の事業収支の金額については、記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。総括の2点目にも記載をしておりますが、区と定期的な打合せを実施し、効果的な納付促進を行った結果、高い収納率となっております。一方で改善事項としましては、次の欄の記載のとおりとなりますが、区営住宅については、低所得者、困窮者が多いことから、滞納整理について法的措置に至るケースはなく、少額の分割納付等により納付促進を図っているといったところでございます。

続きまして、中ほどの前年度の主な課題と改善状況については、記載のとおりでございますが、1点目の滞納整理については、初期段階での電話催告を実施すること。あと2つ目の老朽化に伴う修繕の増加については、現場への定期的な点検作業と計画的な修繕の実施を図り改善に努めました。

最後に3ページをご覧ください。区政運営会議における評価の結果については、入居者から得た意見等に対して、区などと連携しながら適切な対応を行うこと。また、滞納使用料については、入居時から積極的な納付促進により、収納率の維持・向上に努めることとなっております。

恐れ入ります。続きまして、資料4ページ目にお進みください。こちらが指定管理者、株式会社東急コミュニティーの総括シートについてご説明をさせていただきます。こちらは区民住宅ファミリー西五反田西館、98戸、東館、400戸、合計498戸の管理を行う指定管理者でございます。目的および指定管理業務概要については、入居者入退去の管理、建物の保全・修繕などを行っております。

資料、中ほどの管理運営実績に関する統計情報の欄をご覧ください。使用料の収納率については、西館で99.49%、東館で99.46%となっており、前年同様に高い収納率となっております。引き続き、使用料を滞納している入居者の方への対応などを適切に行いまして、収納率の向上に努めてまいります。次の事業収支の金額については、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。上段の総括で挙げた事項としては、建物の経年劣化による緊急対応的な修繕費や退居時の主要設備の入替えに伴う原状回復費用の増加が見られる点が挙げられております。次の前年度の課題と改善状況としては、定期的な点検による修理を早期に行うことと、滞納者への確実な催告と早期対応により改善を図りました。また、評価の視点別のコメント欄については、施設内の防災センターに管理人などが常駐している利点を活かした入居者とのコミュニケーションづくりを築いていただいているところでございます。

最後のページ、6ページにお進みください。区政運営会議における評価の結果については、引き続き入居者との積極的なコミュニケーションを通じて、意見、要望を的確に把握すること。また、滞納使用料については、早期対応を心がけ、収納率の維持・向上に努めることとなっております。

○中西環境課長

それでは、私からは環境課所管施設でありますエコルとごしの指定管理者によります管理に対するモニタリング・評価についてご報告をいたします。環境課のシートをご覧くださいければと存じます。

施設名称でございますが、品川区立環境学習交流施設となっております。令和4年5月にオープンしてございまして、指定管理者はアクティオ株式会社でございます。

設置目的は記載のとおりでございますが、品川区立環境学習交流施設条例第1条におきまして、区民および事業者が環境の保全について関心や理解を深め、主体的に環境保全活動を実施することを推進するとともに、地域交流の促進を図ることを目的とすると規定されているものでございます。

次に、指定管理業務の概要でございますが、条例第15条に定めるとおり、施設の運営や環境講座等

の企画運営など4項目となっているところでございます。

中段のほうに移りまして、管理運営の実績に関する統計情報の概要でございます。まず利用者数に関しましては、令和4年度の開設以降、毎年20万人を超える皆様にお越しいただいておる状況となっております。

それから、講座参加者数に関しまして、引き続き、講座数の拡大を図ってございます。前年度に比べまして、約1,000人ほどの増加となっているところでございます。一方で、貸室の利用につきましては、地域交流室および多目的ホールが貸室となっておりますが、稼働率が下降傾向となっているところでございます。

下段、管理運営の実績に関する事業収支の概要でございます。令和6年度に関しましては、貸室利用ですとか、一般収入の拡大を見込みまして、1億5,700万円余といった形の指定管理委託料を取っていたところでございます。結果としましては、利用料金が見込みほど収入が大きくならなかったといったところ、それから支出におきまして、春に開催しておりますエコルフェスを、秋にももう1回、開催したといったところで、記載のような差引き収支となったところでございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、総括、積極的に評価した事項、改善が必要な事項についてでございます。積極的に評価した事項でございますが、環境講座やイベントにつきまして、興味を引きやすいテーマを工夫している点、それから東急電鉄にもご協力いただきまして、広報活動を拡大していった点、そういったところから3年目におきまして、多くの方にご来館いただいた実績といったところ、それから学生、それから企業との積極的な連携をしている点といったところを挙げているところでございます。一方で、改善が必要な事項でございますが、ボランティアの活性化の必要性、貸室の稼働率低下といったところを記載しているところでございます。

改善が必要とされた原因の分析および対応方針といったところでございますが、貸室の稼働率低下につきましては、区ですとか関係団体の無償利用の減少といったものが一因として挙げられるといったところでございます。一方で利用料収入に関しましては、広報誌やホームページで貸室の周知活動を行ったことによりまして、有料での利用が少し増加をしているといったところから、収入増につながっているといったところでございます。引き続き、利用の呼びかけを強化してまいりたいと考えてございます。

また、ボランティアに関しまして、現在、区内の学校の生徒によるボランティアといった部分の連携の強化を模索しておるところでございまして、今年度に関しましては、新たにボランティアの募集等も開始しているところでございます。

次に、右側、評価の視点別のコメントでございます。最初に1の区民満足の視点でございますが、講座数の拡充を図ったことで、応募倍率を抑えることができて、講座後のアンケートにおきまして、高い評価をいただくことができているところでございます。また、併せて各種SNSのフォロワー数も着実に増加をしてございまして、エコロとごしの認知度が向上しているといったところの確認できているところでございます。

次に、2番、予算執行上の視点でございます。開催イベントや講座数の増加、内容の充実などがあったところでございますが、講座を行っていただく企業様のご協力をいただきまして、無償での開催にこぎ着けました。また、職員による内製努力によりまして、経費の圧縮を図っておるところでございます。また、広報に関しまして、東急電鉄と連携をすることによりまして、チラシの配架をする駅の拡大ですとか、東急電鉄が行っておりますスタンプラリーに協力をすることで、エコロとごしという場所の周知機会の拡大を図ったり、また費用負担を抑えながら、効果的な広報を行っておるところでございます。

あと、また企画展での物販の売上げですとか、キッチンカーの出店、パンマルシェの定期開催、缶ジュースの売上げなどによって、一般収入増を図っているところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、秋にもエコルフェスを開催したことで、全体的には差引き収支減となってしまったといったところでございます。

次に、サービス向上および業務改善の視点についてでございます。引き続き、多様な環境課題を身近なテーマで学べるよう、創意工夫をした環境学習講座やイベントを実施しておりまして、来館者が減少することなく、多くの方にご来館をいただいている状況でございます。また、小学校の社会科見学ですとか、中学校の職場体験など、広く認知をされてございまして、それぞれの目的に合った案内プログラムを内部で整理をいたしまして、効果的な施設見学となるようプログラムの充実を図っているところでございます。

その次に、組織管理体制および業務の適正執行の視点でございます。区と連携する会議を定期的に月1度、開催をしてございます。また、そういった中で意見交換を行いまして、よりよい業務執行につなげているところでございます。また、エコルとごしの職員としましては、外部の団体が実施します環境関連のイベントですとか研修に赴くことで、職員の能力向上を図っているところでございます。

最後、ページをおめくりいただきまして、区政運営会議の評価でございますが、引き続き、利用者の増加につなげられるよう講座イベントを充実させること。貸室の利用率の向上に向けまして、各種広報活動に努めることとしているところでございます。

○山下交通安全担当課長

引き続きまして、私からは令和6年度区営自転車等駐車場における指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果について報告をいたします。

施設名称に品川区営自転車等駐車場の記載のある資料をご覧ください。区営の自転車と駐車場の23カ所、17駅、6,998台について、指定管理者による管理を行っているところでございます。

指定管理者はNCD株式会社となります。設置目的、指定管理業務の概要、令和4年度から令和6年度にかけましての管理運営実績に関する統計情報および事業収支の概要につきましては、資料のとおりでございますが、特徴といたしまして、自転車の当日利用件数、利用率が増加傾向を示しているところでございます。

令和6年度の総括ですが、積極的に評価した事項のサービス向上については、令和6年7月から令和7年3月まで、5駅、8施設におきまして、短時間無料設定導入の試行実施を行いました。その際、周知活動またはアンケート等を実施するなどして、本実施に向けた協力的な取組に取り組んでまいりました。一方、改善が必要な事項につきましては、既存施設の有効活用により、利用率および利用者満足度の向上を図るといったところでございます。

下段の一番最後、下のほうになりますが、改善が必要とされた原因の分析および対応方針についてですが、定期利用と当日利用の状況を常に確認しながら、バランスを柔軟に調整するとともに、引き続き、利用者アンケートによるニーズの把握に努めて利用率と利用者満足度の向上を図ってまいります。

前年度、令和5年度の主な課題と改善状況につきましては、前年度の主な課題は、働き方の多様化等により、当日利用が増加している一方で、定期利用者数の増加の伸びが限定的であったため、定期利用と当日利用の適切な配備バランスの調整が求められていたということでございました。

次のページに移っていただきます。改善状況といたしましては、天王洲アイル駅第1駐輪場におきまして、ゲート式からラック式に交換して、その際、キャッシュレス対応化を図り、併せて定期利用と当

日利用の台数の調整を行いまして、利便性向上に寄与したほか、品川シーサイド駅におきましては、チャイルドシート付自転車などの大型自転車が駐輪できるよう、定期駐輪ラックを設置間隔が広いラックへ交換いたしました。また、当日利用が特に多い五反田駅、西大井駅などにおきましては、引き続き、一部の定期利用の駐輪スペースを当日利用に開放するなどして、柔軟に対応しているところでございます。

評価の視点別のコメントといたしましては、1の区民満足の視点では、主なものとして、キャッシュレス決済、区営自転車等駐車場の当日利用の空き状況をパソコンやスマートフォンからリアルタイムで確認できるウェブサービスを提供することで、利用者の利便性向上に寄与しております。また、一部施設におきまして、当日利用の短時間無料設定を導入するなどして、駅周辺の施設利用者が安心して駐輪場を利用できる環境づくりに寄与いたしました。

2の予算執行の視点ですが、キャッシュレス決済の利用促進の結果、現金利用が減ったため、集金の頻度を見直すなどして経費削減に取り組んでいるなど、財務上においても効率的に運用されていることが確認されております。

3のサービス向上および業務改善の視点ですが、先ほども説明いたしました、当日利用が満車になった場合でも、定期利用エリアの空きがある場合は、適宜、定期エリアに案内するなど、柔軟な対応を行っているほか、自転車の出し入れなど補助を要する方などには積極的にお手伝いをするなど、親切丁寧な対応に努めました。また、アンケートの実施に関しましては、従来の紙によるアンケートに加えまして、二次元バーコードを活用したウェブアンケートを実施するなど、幅広い世代からの意見を取り入れるなど、業務改善を行っております。

次に、4の組織管理体制および業務の適正執行の視点ですが、毎月、各駐輪場の場長による会議を開催して、管理運営面や接遇面の問題点を共有する体制を構築しているほか、利用者の要望、また機器故障等に対しても、常時対応できるような体制を整えているところでございます。

最後に区政運営会議における評価結果といたしましては、引き続き、アンケート等を通じて、幅広い世代からの意見、要望を収集し、運営の改善に向けて反映させていくこととの評価でございました。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

まず、住宅課の区民住宅なのですが、目的のところに良質な住宅で適正な使用料とあるのですが、少し近傍民間物件と比べて、それぞれ間取りとか広さとか賃料というのはどうなのか、どう違うのかを少し最初に伺いたいと思います。

それと、建物維持管理経費が例年より多いのですが、これはどのような補修の工事などが行われたのか教えてください。

それと、総括のところに、職員が巡回頻度を上げてとあるのですが、これはどこら辺の住宅の誰を対象にどのような頻度で巡回しているのか教えてください。

○川原住宅課長

3点、ご質問をいただきました。

まず1点目が区民住宅の目的についてのご質問でございます。設置目的が中堅所得ファミリー層の定住化を目的に良質な住宅を適正な使用料で供給し、維持管理をするというところで、民間の賃料との差

額というか、捉え方といったところ。間取りとかといったところでございますか。

まず、間取りについては、こちらの株式会社東急コミュニティーが管理している区民住宅はファミリーユ西五反田の西館と東館の2棟のみという形になりまして、こちらは家族世帯向け住戸のみという形になっております。ですので、広さとしても2LDKであるとか3DKが中心といったものになっております。その広さによって使用料が変わってくるので、少し一概に申し上げることは難しいのですが、広い3LDKクラスの広い使用料のもので20万円弱プラス管理費がかかるといったところでございます。これに対して、一般の民間賃料といったところが私どもも区として何か公的な資料として持っているものではないので、あくまでも一般的に賃貸情報サイト、SUUMOとかがすごく大きなところだと思うのですが、そういったところで見ますと、やはり民間は築年数と駅からの広さによって非常に賃料は幅広い差額があると把握をしてございます。必ずしも区民住宅が全て同じクオリティーによって賃料が安いであるとかといったことでもないですし、民間の市場はそれぞれその設定価格がオーナーによって異なるのかと把握しているところでございます。区民住宅については、一定に使用料を条例で定めておりますので、この使用料で提供しているといったところでございます。

2点目が維持管理経費。こちら株式会社東急コミュニティーの部分のご質問でよろしかったでしょうか。維持管理経費が昨年より大きいところはといった理由でございますが、こちら、令和6年度は外壁の改修が非常に多かったです。

○安藤委員

宅建のほうに。

○川原住宅課長

ファミリーユ西五反田、東五反田については、住宅そのものが大きいので外壁改修工事の工事費が非常に上がっているといったところでございます。株式会社品川宅建管理センターの管理経費につきまして、こちらご指摘のとおり、金額が大きくなっているのですが、こちらは大規模修繕が様々な住宅でかかっていたところがございます。主なところを挙げると、例えば、これは宅建もファミリーユ旗の台であるとか中小規模の区民住宅を持っておりますので、中規模のファミリーユ旗の台で増圧ポンプの更新ですとか、少し細かい話になってしまうのですが、雨水排水ポンプ関係の更新であるとか。タワーマンションのファミリーユ下神明も管理・運営しているのですが、こちら同じく非常用の蓄電池の交換であるとか、経年劣化に基づいた定期的な交換業務、更新業務が非常に増えてきているところがございます。あとはガスの警報器の更新工事といったものもファミリーユ南大井であるとか、あとはほかのファミリーユでも発生していたりするところがございます。様々ないろいろな更新工事があるといったところでございます。

そして、3点目にご質問いただきました職員の巡回の頻度を上げるというのは、ここは宅建のところであるかと思われるのですが、こちら当然、単身高齢者の世帯を把握していただいているので、ここの定期的な巡回といった形で建物の定期検査をする、点検をするときに合わせて、ポストであるとか、あとドアの周りに何か新聞とか郵便物がたまってないかなどとか、見回りをしているところがございます。見回りすると当然、外に出ている住民の方とお話ししたりもするので、そういった会話から入居者の方の状況を伺ったりといったところを心がけていただいているところがございます。

あと滞納している方、お電話がつかない方について訪問して様子を伺ったりであるとか、そういったところも心がけていただいているところがございます。

○安藤委員

ありがとうございます。最後のところですが、株式会社品川宅建管理センターの2ページの下の方の資料でも、単身高齢者世帯の緊急連絡先を収集し、本人の了解を得て、緊急時対応を行うなどについて書いてありまして、かなり丁寧にやっているのだなと思っていたのですが、どのような頻度で実際、巡回が行われているのかを少しそこだけ教えてください。

それと、区民満足の視点のところで、入居者から得た意見、要望に対してというところがありますが、どういう意見が寄せられているのか、どういう要望が寄せられているのか、どのように対応しているのか伺いたいと思います。こういった入居者からの意見とか要望の件数は、私はそれは大事だと思うのです。少しその統計情報が1ページ目に滞納者1件当たりの対応回数がかっているのですが、それはそれで必要なかもしれないのですが、そういうことよりもむしろこうした居住者からの意見とか要望がどれくらいあったというほうが数として載せてほしいと思うのですが、いかがでしょうかと思います。

それと併せまして、もう1件、言ってしまいますけれども、ファミリーユ西五反田のほうですが、差引き収支がゼロとなっているのですが、これはどう解釈すればいいのかというのを少し教えてもらいたいと思います。

○川原住宅課長

3点、ご質問をいただきました。まず、1点目が入居者に対しての巡回の頻度は具体的にどのくらいかといったご質問でございます。区として指定管理者から報告をお願いしているのは、月に1回という形で報告書として上げていただいています。それ以外で何か区のほうにお伝えいただくことがあったりとか、指定管理者に直接お問合せがあったもので、高齢の方で特に電話対応等だとコミュニケーションが伝わりづらいものがあり、直接もうその現場に行ってお話をしたりといったところで、きめ細かな対応をしていただいているので、その都度、対応件数というのが上がってくるのかと思っています。具体的に今月、何回行きましたといったような細かい回数として、区としては報告は求めているところでございます。ただ、細かく現場にすぐに行っていただいて、対応していただいているといったところは把握をしているところでございます。

2点目の表記の書き方といったご質問であったかと思います。要望の対応の件数といったところもここは数字として挙げるのが適切なのか、もしくはこういった形で、ここはあくまでも滞納者の対応件数ということで上げさせていただいているのですが、特に東急に比べると宅建がこの1件当たりの滞納回数が増えているというのが、やはり現場に伺って個別対応しているケースが多いといったところであるかと思います。今後の件数の把握したところは引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

そして最後にファミリーユ西五反田の、今度は西館、東館の東急コミュニティーのほうの収支の内訳がゼロになっている理由といったところでございます。こちら金額があくまでも指定管理の委託料に対する支出の経費を上げていただいているので、そこは差引きゼロという形になっております。特に建物維持管理経費が非常に高騰している部分もありますので、委託料については全て使い切っているといったような状況にはなるのですが、プラス令和4年とかで収支に、金額に差額が発生してくるものは、インセンティブというものを設けておりまして、随時募集とかで指定管理者の努力によって入居が定まった際にはそういったインセンティブをお支払いしたりといったりですとか、あとは滞納者の収納率が上がると、そういった形でプラスで報酬といった形で金額をお支払いしているのですが、近年、この区民住宅は非常に入居率が高いですので、インセンティブも発生していないといった状

況でございます。

○安藤委員

指定管理の施設とかによって、少し委託というか、指定管理の在り方が違ったりするので、複雑なのですが、最後のところは少しご説明伺いました。なるほど。そういうことなののでしょうか。

住宅については、入居者から得た主な意見や要望があると書いてあったもので、どういう相談が寄せられているものなのかなというそこだけ伺いたいと思います。

次に、環境課についてです。エコルなのですが、この差引きで、今年は赤字になったということなのですが、この収支の赤字分というのは誰がかぶる仕組みになっているのかを教えてくださいたいのと、自主事業をやっていると思うのですけれども、この自主事業収入の扱いはどうなっているのか。指定管理者に入っていくという仕組みなのか、そこら辺も伺いたいと思います。

それと、全体として、指定管理なのでそういうものなのかもしれませんが、指定管理を受けたところが自由濫達に仕様書に基づいて事業を展開していると見えるのですが、環境課そのものの考えというか計画もあるわけではないですか。そういうものの連携というのでしょうか、そこら辺というのはどうなっているのか。ほかのところですと、なんかまめに打合せしていますみたいなことも書かれているのですが、品川区としてのこの環境に対する考えが、この指定管理というところにどう反映していくような仕組みがあるのかということも教えてください。

○川原住宅課長

住宅課の区営住宅における要望内容についてといったご質問でございます。具体的に区に対してこういふに何かをやってほしいといった要望よりかは、どちらかというと、私が把握している限りでは個別の入居者の方のご相談が非常に多いです。隣の方のご相談であるとか、上の方の音であるとか、振動であるとか、そういったところの細かいご意見をいただいたりといったところが非常にあると把握してございます。

○中西環境課長

エコルに関しては、3点ご質問を頂戴しました。まず、差引き収支の赤字額といったところでございますが、こちらは指定管理者の中で飲み込んでいただいているものでございます。

自主事業収入の扱いに関しましても、指定管理者の指定管理料、それから自主事業の収入と合わせて管理運営をしていただいているというものになります。

3点目、環境課との連携といったところでございますが、環境課とエコルとごし指定管理者に関しましても、月に1度、毎月定例会を開催してございます。こちらに関しましては、エコルの館長以下、エコルの職員と環境課の推進係の職員、それからアクティオ株式会社の本社から上席の部長にも出席をいただいて、常にどういった事業をしていったらいいかといったようなお話をしているところでございます。区の考え方から常にお話をさせていただいております。私も多いときで、週3回とか4回、エコルとごしに伺うこともありますし、例えば区のほうに事業者の方とお話をして、この事業者は面白そうだということであれば、エコルとごしと3者で打合せをして、環境講座のほうにつなげたりですとか、エコルフェスのほうに出店をいただいたりといったような形で連携を図っているところでございます。

○安藤委員

ありがとうございます。自主事業の収入については、この利用料金等の「等」に入ってくるという理解でよろしいのでしょうか。その等というところなのかなと思ってしまったのですが、それで間違いないか教えてください。

それと、エネルギー削減率93.9%という数字が出ているのですが、これは当初の目標に照らしてどういう数字で、どのような評価をしているのでしょうか。伺いたいと思います。

あと、続けて駐輪場のほうなのですが、駐輪場のほうは当日利用と定期利用とのバランスを変えするという考えは、今のところ、品川区としてはあるのか。当日、柔軟な対応という話はあったのですが、そもそも、そこら辺は考えがあるのか伺いたいと思います。

また、短時間無料設定というのは、このときはモデル事業だったと思うのですが、現在は全ての駐輪場で導入されているのか確認させてください。

○中西環境課長

自主事業の収入に関しましては、委員、ご指摘のとおり、等の中に含まれているところでございます。

それからエネルギーの削減率のところでございますが、もともとエコルとごし自体、Nearly ZEBという認証を取得している施設でございまして、省エネと創エネ、合わせて75%以上の削減をできる施設ということで認証をいただいている施設でございます。実際、令和4年度から稼働して、90%以上のエネルギー削減という形になってございますので、我々としてはかなりいい数字が出ていると思っております。ただ、令和5年度に関しては、たしか98%ほどの削減までいっていたのですが、昨年度から、やはり暑い日々というか、夏がかなり暑くなっているといったところで、例えば5月とか6月ぐらいから、今までですと空調を使ってなかった時期に関しても、少し空調を入れないと、なかなか皆様の空調環境がよくないといったところもあって、少し数値のほうは下がってきておりますが、ただ、それでもNearly ZEBの75%をはるかに上回る数字が削減できているといったところでは、一定施設として効果的なかと思っております。こちらに関しまして、常に指定管理者のほうとは、先ほどの定例会議とは別で運営会議を開きまして、どういうタイミングで空調を回したらいいかですとか、どういうふうな環境を整えていくかといったことは、適宜、会議のほうでやらせていただいているところでございます。

○山下交通安全担当課長

2点の質問についてお答えいたします。まず、1点目ですが、当日と定期のバランスを今後、変えていく予定かというところですが、もう既に例えば昨年ですと、天王洲アイル駅第1駐輪場におきましては、定期利用の利用率が低かったことから、定期利用の場所を当日に変更するようにしまして、定期が212台であったところ154台に変更、当日利用のところは113台としました。台数自体は変わらないのですが、定期と当日のバランスを変更するなど、適宜行っているところであります。今後もまたそういった定期の利用率と当日の利用率のバランスが悪いとかいった状況があるようであれば、積極的に変更していく予定でございます。

また、2点目の短時間無料設定の導入につきましては、昨年、5駅8施設で行いましたところ、利用率が上がって周囲の放置自転車も減るという効果があらわれたということから、本年4月1日から全ての当日利用ができる駐輪場におきまして、2時間以内の無料設定を実施しているところでございます。

○安藤委員

ありがとうございます。エコルとごしのNearly ZEBですが、決して小さくない施設であるにもかかわらず、このような削減率ということで、かなり成果が出ていると思うのです。ですから、やはり既存の公共施設も含めて、まだまだこういったことは可能だと思いますので、これを機会に、ぜひそういった公共施設でのさらなる活用といいますか、普及を進めていただくよう要望したいと思います。エコルとごしの例をしっかりと、活かしていくという状況が必要だと思います。

それで、駐輪場の件は分かりました。よかったと思います。最後、利用者アンケートをとっているということです。私もたまに駐輪場を利用するのですが、アンケートをとられたことはたまになのかもしれませんが、ないのですが、昨年度としては、いつ、どのような場面で集めて、それが幾つ集まったのか。どういう意見が集まっているのかをちょっと伺いたいと思います。

○山下交通安全担当課長

アンケートの関係でございます。アンケート用紙は各駐輪場の管理人室の前に設置してあるほか、二次元バーコードにつきましては料金を支払う場所とか、そういったもろもろのところに設置してございます。昨年中は、配布枚数は7,000枚に対して回答数が605枚、回収率が8.7%となっております。このうち回答率はウェブ回答が97%、紙回答が3%となっております。

アンケートの内容につきましては、ほぼ結構いいお答えをいただいているところなのですが、例えば毎日清掃が行き届いているですとか、声をかけていただいてありがたいとか、そういった声をいただいています。このほか、逆にマイナス面としましては、ラックの間隔が狭過ぎて出しづらいですとか、あとは中には態度が悪い管理人がいるですとか、定期利用も電子マネーを使えるようにしてほしいとかいったお声を頂いているところでございます。

○安藤委員

ありがとうございました。そういったアンケートをせっかくとっているわけですから、このモニタリングでも、今、課長がおっしゃったような数値的なところというのは、これぐらい集まっていて、大体こういう利用者からの意見が寄せられています、管理者としてはこのように対応していますみたいな事項をぜひシートに反映していただけると審査もしやすいなと思いましたので、次回以降、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

私からは、住宅課のところだけお聞きしたいと思います。区のホームページで、区営住宅一覧を見ると、規模のところに何階建てか、エレベーターありと何も書いてないところがあると思うのですが、この括弧書きでエレベーターと表記されていないところには、エレベーターがついていないという認識で合っているのかお聞きしたいと思います。

○川原住宅課長

エレベーターありと表記がないところはエレベーターがない住宅という形になります。

○ゆきた委員

ありがとうございます。確認できました。5階建てで、エレベーターがついていない荏原7丁目住宅とか、あとお話を伺っているのですが、足が悪くて階段の上り下りが大変苦痛であるとか、あと西大井6丁目の、こちらの上り下りが大変だという声を伺っています。この資料の予算執行の時点ではというところで、予算の範囲内で適正な維持管理を実現しているとありますし、確かに西大井6丁目の区営住宅だと、つくり自体がエレベーターを入れるのは難しい、困難なところもあるのだと思いますが、この課題についてどう捉えているのかお聞きできればと思います。

○川原住宅課長

ご質問いただきましたエレベーターがない住戸で階段の上の階に住んでいる方に対して、どのように区として把握しているのかと、維持管理というところでエレベーターの設置等についての考えていると

ころになるかと思います。残念ながら、この区営住宅が非常に古い時代に建てられた住宅でして、今のこの建築基準法にのっとると既存不適格となってしまうと、エレベーターが後から増設ができないような規制になってしまっているような状況です。ですので、上の階にもともと長く住んでいて、高齢になって足腰が悪くなって、例えばもう上り下りがつらいといった方には、そういったお声がある場合は、同じ住宅内で下の階に空きが出た際に、引っ越しは伴ってしまうのですが、そういった同じ住戸内の下の階への移動などを承ったケースも過去にございますので、引き続き、細かく要望はお伺いしていきたいと考えてございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。私がお聞きしたところでも、そういった柔軟な対応をしてくださって、下のほうに移していただいたということもお聞きしています。予算の範囲内と、あとそのつくりのこともあるので難しいところだと思われますが、柔軟な対応を引き続きいただければと思います。

あともう1点で、区営住宅の建設年度が昭和40年代のところが幾つかありますが、こういった建物は旧耐震基準で建てられた建築物だと思われます。こういった建物について、必要に応じた補強はもう実際、一般的になされていると思われるのですが、これについてどういう対策をしてくられているのか、この点についてお聞きできればと思います。

○川原住宅課長

昭和40年代に建築された住宅に対しては、耐震化の基準については全て満たしていることを確認しているところでございます。そのほか、ただ必要な修繕はやはり老朽化に伴って修繕が非常にございますので、そこは適切な維持管理というところで、計画的に修繕を引き続き実施して維持管理をしていきたいと考えてございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。今回、モニタリングのことで少しずれてしましますが、不安を招かないような周知の仕方、紹介の仕方を続けて進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）について

○新妻委員長

次に、(4)第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○関根河川下水道課長

私からは第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）についてご説明いたします。

なお、本件につきましては、9月22日の総務委員会において報告されておりました、関連して、当委員会にも報告するものでございます。

資料をご覧ください。初めに1、目的でございます。本事業は、戸越・西品川地区周辺の浸水被害を軽減するため、新たに目黒川に雨水を排水する第二戸越幹線を整備するものであり、平成29年度より整備を進めております。このうち、本工事は水を取り込むためのマンホールおよび空気抜き管を施行するものですが、専決処分により変更を行ったため、内容を報告いたします。2、工事概要につきまして

は、記載のとおりでございます。３、主な変更内容ですが、令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づきまして、受注者より協議があったため、契約金額を変更するものでございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

この第二戸越幹線整備工事の施工途中で１１日に短時間豪雨に見舞われてしまったわけなのですが、一方で三ツ木公園の下辺りだったと記憶しているのですが、一部、暫定活用みたいな部分もあると記憶しているのですが、工事の進捗の現況と、今回の大雨による被害との関係が、これが完成した場合、どのような雨量に耐えられることになるのかを伺いたいと思います。

○関根河川下水道課長

まず、今の事業の進捗についてご説明させていただきます。お手元の資料の下段にある図面を併せてご覧いただければと存じます。一番下の断面図のところをご覧いただきまして、そこに、内径３．５メートルというトンネルの記載がございます。こちらのトンネルについては、既に完成してございます。また、図の右側、目黒川に一番近いところに特殊人孔と記載があります。こちらのマンホールにつきましても、現在、完成をしているところでございます。

本工事におきましては、図の左側、西側のほうにおきまして、赤い線で書いております水を取り込むマンホールを今後、築造していくものでございます。また、今回の雨との関係ということでございますが、現時点ではこの第二戸越幹線は今、ご説明申し上げたように、まだ施工中ということで、水を取り込むことはできておりませんので、そういったものがまだ稼働していない中での豪雨あるいは浸水被害になると認識してございます。また、委員のご指摘のように、既存の貯留施設がございます。図の中には記載がなく、恐縮なのですが、図の上の平面図のところでいいますと、まさに今、作業用地として使用している西品川公園の地下に雨水を貯留する池があります。三ツ木公園から西側の辺りにかけて水をためるための貯留管、こちらも既設のものがあり、稼働している状況でございます。

また、最後にこれが完成したときにどの程度の雨まで耐えられるのかというところでございます。この第二戸越幹線につきましては、既存の今ある戸越幹線と併用することで、１時間５０ミリの雨を流すことができる施設となってございます。また、先ほど申し上げましたこれまでに整備をして既に稼働している貯留管ですとか調整池を併せて活用することで、１時間５０ミリを超える降雨に対しても浸水被害を軽減することができると認識をしてございます。

○安藤委員

ご説明ありがとうございました。少し確認なのですが、三ツ木通り辺りも今回もかなり水が出たのですが、三ツ木公園の下辺りにある暫定貯留管と、あと西品川公園のところにある調整池というのも、それは今、使ってはいたのだけれども、今回の雨では冠水してしまったということなのか。これが今回、全て完成すると、全部、目黒川でつながるということになると、改善をされるものなのか伺いたいと思います。

あと、戸越幹線と併用するという話がありましたが、戸越幹線というのは、すみません、少し勉強不足で。どこにあるのかというのをお示しいただければと思います。

○関根河川下水道課長

委員、ご指摘のとおり、既に三ツ木通りのところにある貯留管ですとか、先ほど申し上げました西品川公園の地下にある調整池につきましては、既に稼働しておりますし、今回も稼働してございます。また、今回、第二戸越幹線ができれば、これらに加えて、新たに目黒川に水を流すことができる管が新しく1本増えるという形になりますので、浸水害は改善されるものと認識してございます。

また、最後に戸越幹線はどこかということで、ご説明が不足していて申し訳ございませんでした。戸越幹線というのは、まさしく今、戸越銀座通りですとか三ツ木通りの下、非常に浅いところに入っている下水道管でございまして、こちらが今は家庭から出る汚水と雨水を合わせて流し、雨水は目黒川のほうへ流す、今ある下水道管のうちの1本という形でございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

今回は3の主な変更内容のところ、特例措置の説明がありました。既に総務委員会で報告があったかと思いますが、この特例措置というのは、工事金額の特例措置の対象となる工事金額や割合について、ご説明いただきたいと思います。

受注者より協議ということですが、どんな事情があったのか。資材の高騰なのか、工期の変更なのか、工法の変更なのか。建設委員会の報告にもなりますので、その辺の概要は冒頭、触れてもよかったのかと思いますので、そこを伺います。

それともう1点、今回、この空気抜き設備をつくるということですが、9月11日の豪雨を見ますと、一気に雨水が流れ込んで、空気の逃げ場がなくなるといいますか、一定の圧力がかかって、マンホールから吹き出るという状況を見ると、空気抜き設備というのが、地図で見ると、ひらさん広場にできるのかと思うのですが、9月11日のような降り方をすると、物すごい勢いで、ぶわーっと空気が排出される予感がしてしまうのです。これだけの規模のものの空気抜きですから、そういう意味ではこの空気抜きの設備の周りにフェンスがあるのか、どういう構造なのか、吹き出た際に、土砂降りの中、校舎とか、遊んでいる方はいないでしょうけれども、安全が確保されているのか、少し心配なので、ご説明いただきたいと思います。

○関根河川下水道課長

まず1点目、特例措置の内容についてでございます。こちらにつきましては、国のほうで労務単価につきまして、労働市場の実勢価格を反映させるために、年に1回、見直しをかけているものでございまして、今回、令和6年3月から適用されている労務単価と比べまして、全国平均で6%ほど上昇したということで、令和7年3月から新たな労務単価が設定されているものでございます。古い労務単価を用いて予定価格を積算した工事につきましては、工事の受注者が発注者に新労務単価に基づく契約に変更するための協議をして契約変更を請求できるように、国のほうで特例措置を定めております。各自治体へ同様の要請をしているところでございます。このため、品川区でも古い労務単価を用いて積算をした工事につきまして新労務単価を早期に適用するというので、受注者から協議を受けた上で、契約を変更することができるという特例措置を行っているものでございます。

続きまして、こうした説明が冒頭にあったほうがよかったのではないかとこの点につきましては、今後、こうしたご説明の際には冒頭にご説明させていただければと考えてございます。

それから最後、空気抜き管に関してでございます。委員、ご指摘のとおり、やはり大雨時には雨水も空気も一緒に入ってくる形になっておりますので、空気抜きの設備は非常に重要なものでございます。

今現在、委員のご指摘のとおり、ひらさん広場のところと、この図面には記載はないのですが、子供の森公園隣接地という一番右側のところに空気抜き設備を設けることとしてございます。このように空気がやはり少し高いところに向かって動いていきますので、この第二戸越幹線、図では少し分らないですが、少しV字の方に形になりますので、その両端に空気抜きを設置して、しっかりと空気が抜けるようにしてまいります。また、併せまして安全対策というところでございますけれども、詳細な位置につきましては、変更等、可能性はございますが、基本的には、例えば植栽の中であったり、必要な人が容易に立ち入れないような場所に設置をする、あるいは例えば空気が抜ける管を立ち上げるなどして、直接、風が通行されている方に当たらないようにする、そうした施工上の、安全上の工夫は行っていく予定でございます。

○中塚委員

最後に安全対策のところをもう一言お願いしたいのですが、結構、マンホールから空気が噴き出している様子を見ると、多くの方が爆発するのではないかと心配するのです。実際、他区では空気が水に変わって、あふれて、水圧でどんと噴き上がった事例もあります。テレビでもよく映像が流れますので、空気が抜けているときは、むしろまだ平気で、それが水になったときに水圧の力が非常に怖いという私の実感があるのです。なのでこの安全対策について、今、ご説明がありましたが、やはり近隣の方から見て、物すごい勢いで空気が出ていると怖いと思うのも当然だと思いますので、安全対策を十分に、しっかり進めていただきたいと思います。近隣の方からご意見があったら、丁寧に説明をしていただけたらと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 所管事務調査

○新妻委員長

次に、予定表2、所管事務調査を議題に供します。

本日は7月1日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、災害時の生活環境についての調査を行ってまいります。本日はマンション防災についてを取り上げます。

まず、理事者より資料に基づき、ご説明いただき、その後、ご質疑・ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○羽鳥防災課長

私からは、「災害時の生活環境について」のうち、マンション防災についてご説明させていただきます。まず、左上一番マンション防災の取組をご覧ください。

区内では、約8割の世帯がマンション等の共同住宅に居住しております。マンションは耐震性、耐火性に優れていることから、在宅避難が推奨されております。区といたしましては、マンションならではの自助・共助や在宅避難の取組を推進しているところです。自助につきましては、家具の転倒防止などによる安全の確保、家庭内での備蓄、家族の安否確認などの事前の備えが重要になります。共助につきましては、管理組合・理事会向けにマンションの防災マニュアルの作成、防災訓練、エレベーター閉じ込め対策などを実施することが重要になります。また、マンションと地域とのつながりをつくること、

平時からの取組が重要になります。

次に、具体的な取組についてご説明いたします。2番、マンション防災の啓発と在宅避難の推進についてです。(1) マンション防災に関する啓発資料として、居住者向けのハンドブックと管理組合・理事会向けのガイドブックを作成しております。いずれも令和6年度より、希望するマンションに配布するほか、エレベーター用防災チェアの配布と併せて配布をしております。(2) 在宅避難の推進策としては、携帯トイレを全区民に配布することで、家庭内備蓄の重要性を再認識するきっかけとしていただいたほか、エレベーター用防災チェアを配布することで、マンションにおける防災の取組を支援しております。エレベーター用防災チェアについては、3階建て以上かつ15戸以上のマンションを対象に、1棟につき1台を配布しており、実績は記載のとおりでございます。

次に、右上の3番、マンション防災の応援、訓練等の支援についてです。災害時におけるマンション内の居住者同士や地域との助け合いによる備えを強化するため、マンション防災アドバイザーを派遣して、講演や研修を実施するほか、区内の各消防署とも連携の上、防災訓練の支援を行っております。それぞれの実績については記載のとおりでございます。

次に、4番、マンション防災のさらなる推進についてです。令和7年度からは、マンションの取組状況に応じて、さらにきめ細やかな支援が実施できるよう、3つのステップに分けて支援メニューを用意いたしました。ステップ1は、マンション防災を始めるきっかけづくりとして、イベント時に防災ブースの出展などを支援いたします。ステップ2では、防災活動に関心のあるマンションの居住者や管理組合等に対して、さらなる知識や技能を習得していただくため、しながわ防災学校のマンションコースを開催いたします。ステップ3では、マンションと地域がつながるため、専属のマンション防災アドバイザーによる伴走型の支援を実施いたします。さらに、防災マニュアルの策定や地域との連携した防災訓練を実施することで、東京とどまるマンションへの登録を目指します。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、マンションは耐震性、耐火性に優れていることから在宅避難が推奨されるとあります。例えば区民避難所の近隣のマンションの居住者の方がエレベーター停止などで居住できなくなってしまったというときに、区民避難所のほうに避難してきた場合の受入れのルールというのはどうなっているのか伺いたいと思います。

それと、区内の約8割がマンション、共同住宅に居住していると資料にあります。3階以上15戸以上のマンションが約3,200棟あると。右下には東京とどまるマンションの区内登録件数が19件などと把握されている数字があるのですが、区内のこのマンションで、首都直下型地震のときにエレベーターが停止してしまうマンションというのは、大体どれぐらいなのか。復旧まで、期間はどれぐらいかかるのか、区としてはこれは把握しておられるのでしょうか、伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

まず、1点目のご質問です。マンションでエレベーターが停止して、エレベーターだけではないと思いますが、停電等、ライフラインが停止して、マンション内での在宅避難が困難な方の場合に関しましては、最寄りの区民避難所に避難していただくことになります。

次の質問でございますけれども、まず、区内のマンションでございますが、首都直下地震の場合の被

害想定といたしましては、エレベーター停止の台数が８８７件ということで被害想定として数字が出ております。復旧の状況でございますけれども、こちら、国土交通省の調査によりますと、９５％を超えるエレベーターが発災後２日以内に復旧を完了したという過去の震災の情報がございますので、一定のエレベーターに関しましては、早い段階で復旧できるとは認識してございます。

○安藤委員

区民避難所に避難していただくということなのですが、そもそも区民避難所の想定というのが、残留地区というところが残留するという前提につくられていると思うので、なかなか厳しい状況になるのではないかと思います。あとエレベーター８８７件。３，２００棟が３階以上のマンションがある中で８８７件。件というのが１つのマンションに幾つもエレベーターがありますけれども、１棟１つという意味なのか、それが８８７棟ということなのか、そもそもどんな想定でこれを算出しているのかなど、いろいろ疑問は尽きないところなのですが、一定は早く復旧することなのですが、それにしても、区内のマンションの数を考えると、なかなかエレベーターが停止して、在宅避難として困難になるのではないかと思います。特に、少なくとも世帯数が多いし、エレベーターが停止すると影響が特に大きい６０ｍ以上の超高層のマンションについては、やはり災害時のマンション防災というのであれば、実際どうなのか、どのぐらいのエレベーターが停止してしまうのかという予測というのは、災害対策を考える上で必要なことではないか。とりわけ超高層ですと、もう本当に影響が大きいというか、前提がほかの中層マンションよりも相当大きいわけです。こちら辺について、超高層マンションについてのエレベーター停止予測はしておくべきではありませんかと伺いたいと思います。それが１つ目です。

あと、そもそも築年数が大分経過しているマンションも増えてきているという中で、でもここにある資料の中ではマンションは耐火性、耐震性に優れ、在宅避難が推奨されるということが前提になっている対策になっているわけです。そもそも築年数が大分経過しているマンションがたくさんあるという中で、建て替えとか大規模修繕を進める支援というか、そういう対策こそ必要だと思うのです。ここについても、品川区としてはこの区内マンションの建て替えとか大規模修繕の状況ですとか、見通しをどの程度把握しているのかと。把握した上でないと、やはり対策はとれないし、対策がずれていってしまうと思うのです。区民避難所のキャパシティもそうなのですから。そこについても２点目として伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

まず、１点目の超高層マンションの予測でございますけれども、先ほどのエレベーターの停止の台数につきましても、東京都が被害想定として数字を算出しているところでございます。現状、マンションの階数に応じた細かな数字というところまでは示されておられません。東京都も今後、被害想定の見直し等もあると思いますので、そういった動向も注視しながら見てまいりたいとは考えてございます。

次の質問の築年数も含めたマンションの管理の部分であると思います。そちら、品川区では少し所管は違いますけれども、マンション管理計画の認定制度がございまして、それぞれのマンションでしっかり長期の修繕計画を立てているかということを見て、きちんと管理ができているマンションについては、公表していくという動きがございます。そういった動きの中で、築年数に応じて、きちんと管理されているかということとは、一定の担保がとれているのかと考えてございます。

○安藤委員

今、新規のマンションがどんどんつくられるという状況です。資本主義の不思議な点なのですから

も、今、使えるマンションがあるのに、修繕とかをしないで、どんどん新規のマンションを、なぜか住宅戸数が余っているのにどんどんつくるといふ不思議な現象がある。今、言ったような答弁ではやはり課題を把握もしていないのではないかと思います。老朽化マンションを、ではどうやって誰が建て替えるのですか、大規模修繕をどうするのですかという課題に対して、誰も向き合っていないという状況なのです。ですから、まずは先ほどの超高層もそうなのですけれども、少なくとも東京都が予想を立てていると、注視していくということですが、地震が来たらもう影響が明らかで、そこが使えなくなったら区民避難所にもやはり関わってくる話なので、少なくとも、まずは60mのマンションから把握を始めたほうがいいのではないのでしょうか。聞き取りをしてほしいのです。エレベーターどうですか、実際どうなのですかということを、まずやっていただきたいと思います。つまり、エレベーターがいざというときどうなるのかというのを、品川区なりにつかむ努力をしてほしいということです。予測をする努力をしてほしいということですが、それが1つ。

もう1つは繰り返しになるかもしれないのですが、それよりもたくさんある、今、喫緊の課題であるというか、目の前に区内全域の課題になっていると思うのですけれども、既存の老朽化マンションの修繕や大規模修繕や建て替えについて、どういう課題があるのかをもっと品川区としてもやはりつかまないと、このマンション防災ということを考える上で、ならないのではないかとに思うのです。この2点について、もう一度お伺いしたいと思います。

○羽鳥防災課長

まず、1点目の超高層マンションについての課題の聞き取りというところでございます。区といたしまして、しながわ防災学校等で管理組合・理事会向けのコースも実施しております。また、エレベーター用防災チェアの配布のときにも、そういった接点がございますので、そういったときにマンション側の声も聞きながら、状況を把握してまいりたいとは考えてございます。

次の老朽化マンションへの課題でございますが、これは各課と連携して、今後、対応について、話し合っただけでまいりたいと考えております。

○川原住宅課長

マンション防災という観点から少しそれてしまうかもしれませんが、住宅課で把握しているマンション管理支援事業といった一環からのご説明になります。住宅課ではマンションの管理適正化推進計画を5年間で定めておりまして、最初に計画したのが令和5年になります。まだ今2年目といったところでございますけれども、令和5年のときに制定したときで把握している数値。これは少し推計値になるのですけれども、築50年以上のマンションの戸数も約2,700戸と推計をしているところでございます。これが10年後、20年後にはさらに何倍といった形で増えていくといったところを踏まえて、今、住宅課では、マンション防災も含めたところになるのですけれども、マンション管理支援事業という一環の中で、マンション管理相談という形で、マンションの理事長の方であるとか、マンション管理組合の方の相談をお受けするような相談支援事業を受けているところでございます。やはりその中で老朽化したマンションのご相談というのも増えてきてございますので、老朽化に対する支援も防災課とも連携をしながら、相談にも細かく応じて、何ができるかというところは連携して考えていきたいと思っております。

○安藤委員

いろいろな接点がありますよね。把握していきたいというところ、一定、前向きな答弁をいただいたと思っております。ただ、社会課題としては本当にもう、深刻さという点では、本当に大変な状況だと

思っておりますので、ぜひ課題意識を強めていっていただくよう申し上げたいと思います。

あと、この場を借りて少し言いたいの、マスタープランで、やはり再開発誘導を位置づけて、区が率先して、新たに超高層マンション建設を進めるというのは私はやはりやるべきではないかと。やはり課題が解消されていないわけです。その中で、どんどん取りあえず課題は解消されてないけれども、実態もまだまだ十分に把握できてないけれどもつくってしまえというのは、私は市場の原理だと思うのです。市場の原理に行政が乗っかってはいけないと。やはり行政としては、安全・安心のまちづくり、そして居住の住まいの権利を守るという立派な立場があるわけですから、私はそういった点で、まちづくりマスタープランの早急な見直しは、この場を借りて改めて求めたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

冒頭、説明があったとおり、品川区内では約8割の世帯がマンションなどの共同住宅ということですので、マンション防災は非常に重要な課題だと私は思っております。結構、防災の対策や、テレビが目したり、報道を見ておりますと、木造密集地域のことが大きく取り上げられたり、写真で使われたりして、もちろんこれも大切な課題であることは間違いないですけれども、やはり災害を受けることになる世帯数とか人数の規模でいうとマンションが8割ということですので、引き続き大事なテーマだと思っております。

その上で、首都直下型大震災が起きた際ということになるわけですが、以前にも議論いたしましたが、感震ブレイカー。ぜひマンションも対象にしていいただきたいということです。以前のご答弁では、耐震性、耐火性が優れているからということで対象ではないということですが、マンションの一部屋が火災が起きれば在宅避難もできなくなるわけだし、火災の上下左右の部屋も、煙などで、事実上、在宅避難はできなくなることもあり得るわけですし、マンションであっても通電火災を防ぐという意味合いは戸建て住宅と同じだと思いますので、ぜひマンションにも感震ブレイカー、分電盤の設置助成の対象を広げていいただきたいと改めて求めますけれども、いかがでしょうか。

○遠藤防災体制整備担当課長

マンションにも感震ブレイカーを支援していくべきではないかというご質問に関してです。品川区では、先ほど委員からご紹介があったとおり、木造密集地域を優先して、感震ブレイカーを支援するといった方向で、これまで取り組んでおります。また、国のほうでも木造密集地域に関する感震ブレイカーの取組を促進する動きがございます。区としては、まずは木造密集地域の感震ブレイカーの取組を優先して進めたいと考えてございます。また、一方で委員のおっしゃるとおり、在宅避難における感震ブレイカーの必要性も承知しているところでございます。まずは在宅避難の感震ブレイカー設置に向けて、検討はしておりますが、その前に自助の充実といったところで、まず通電火災が起きにくいような環境を整備していただくといったところで、まずは家具転倒防止を進めていただくといったところで、また、東京都のほうで、今年度、在宅避難に関する方向性を示す予定となっております。こちらの動向を見ながら、区として在宅避難者に向けた感震ブレイカーの支援についてどのようにすればいいのかを検討していきたいと考えています。

○中塚委員

まず、木造密集地域を優先したいからというご説明ですけれども、木造密集地域を優先したいから、マンションは対象にはしないということにはならないと思うのです。今、課長のおっしゃるとおり、木

造住宅であれ、マンションであれ、電気が復旧した際に火災が発生するリスクはどちらにもあるわけです。またマンションに対しては、今は家具転倒防止の支援を行っているわけです。それは木造住宅であれ、マンションであれ、家具が倒れると命の危険になると。同じリスクがあるから支援をしているわけですが、木造を優先するからマンションの感震ブレーカーの設置の補助をしないというのは、やはりおかしいということを指摘したいと思います。ぜひ、通電火災のリスクが木造もマンションどちらもあると認めるのであれば、マンションもぜひ対象にさせていただきたいと改めて思いますが、いかがでしょうか。この間の区の防災対策を見ても、確かに住宅耐震化の事業なども、木密が始まってしばらくたつと区内全域に広がってくる。そういうふうに進んでいることは私も見ているわけですが、いつ起きてもおかしくないという首都直下型大震災へ、言葉だけとせず、実際に支援につなげていくというのであれば、マンションも対象にすることは、緊急の課題だと私は思いますけれども、改めていかがでしょうか。

○遠藤防災体制整備担当課長

マンションにも感震ブレーカーの支援を木密地域と同様に、同時にできないかというご質問です。繰り返しの答弁になってしまうのですが、課題は認識しているといったところです。一方で、マンションに関しましては、耐震補強工事あるいは制震装置、免振装置といった、地震に対して強い構造のものに関しましては、震度5強の地震に対しても感震ブレーカーの機能は発動しないといった事例もあると聞いてございます。そういったところで、まずマンション防災に関しては、一旦検討させていただくというところで考えているところでございます。

また、先ほどの答弁の繰り返しにもなりますが、東京都のほうで、今年度、在宅避難に関する方向性を示す予定になっております。こちらのほうも注視しながら、マンション防災における感震ブレーカーの設置を今後、検討してまいりたいと考えております。

○中塚委員

ぜひ、国や都の動きを待つことなく、区独自に実施していただきたいと思います。財源もかかることでありますので、国や都に十分な財源を求めていくことを改めて要望したいと思います。

次に、マンション防災でもう1つ大事だと思っているのがトイレの対応です。首都直下型大震災が発生した際には、トイレは一旦使えなくなります。たしか『しながわ防災ハンドブック』や『マンション防災ガイドブック』にも、マンションにお住まいの方への知識の中で、大きな地震が発生するとトイレも使えなくなりますという記載があったようにも私、記憶しているのですが、いずれにしても、品川区も、マンションにお住まいの方もトイレのビニール袋を配布しておりますので、区もそういう認識だと思うのですが、まず伺いたいのは、トイレが使えなくなるのですが、何日間、使えなくなるという想定なのか。また、使えるようになるには、どのような点検などの復旧の仕組みになるのか、そこを伺いたいと思います。

同時に言いますが、少し前に私の住んでいるマンションで、給水管の不具合が発生しまして、半地下の駐車場が水漏れして、たらたら垂れてきました。何が言いたいかというと、その水漏れが止まるのに何カ月もかかったのです。いや、大変ですねと、声を少しかけたのですが、水漏れが発生すると、発生箇所の特정이非常に難しいと業者はおっしゃっていました。もちろん、お住まいの方の床を剥がすことにもなります。なかなか今回は、排水のほうではなくて給水のほうだったので、そういう意味では特に臭いがするわけではない。水がたらたら3カ所ぐらいから垂れているのですが、給水管のひび割れ発生箇所の特정이非常に難しかった。特定して止めても、それで止まったことになるの

か、しばらく乾き具合を見ていないと、ほかにもそういう場所があるのではないかというので、非常に時間かかったのです。何カ月もかかりました。こんなにかかるのだと思ったのです。今回は別に直接、地震が原因ではないみたいですが、やはりこのトイレが使えなくなる復旧、改めて点検をするとも復旧することも非常に時間がかかることなのだったと思ったのです。それだけに質問させていただくと、具体的な対策についても併せて伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

マンション防災のトイレについてでございます。こちらは非常に大きな課題だという認識でございます。マンション防災ハンドブックにも書かせていただいております。また、先日も開催されましたマンションの管理組合・理事会向けのしながわ防災学校のマンションコースでもその説明をしていたところでございます。

復旧まで何日かかるのかでございます。何日トイレの使用を止めるべきかというところでございますが、これは状況によって様々あると思います。ただ、現状、在宅避難ということで、携帯トイレを1週間分、備蓄していただくように呼びかけをしております。まずは1週間、その携帯トイレをお使いいただいて、その間トイレは使用しないということが原則のルールということになります。

あと、実際にどのように被害状況を確認するかというところでございますけれども、先日のしながわ防災学校のマンションコースでも話がありました。管理会社のほうで確認をしていただくこととなります。例えばの一つの具体的な方法としては、上層階から色水を流して、それが下の排水溝に流れてきているのかを確認するという方法がございました。それだけで全ての被害状況が確認できるとはならないとは思いますが、そういった様々な確認方法をしながら、トイレの使用を再開していくことになります。そういった作業をしないでトイレを使われてしまいますと、下層階であふれてしまうことがありますので、そういったあふれてからではもう遅いので、そういうことにならないように一旦トイレの使用を控えていただくということで啓発しているところでございます。

○中塚委員

地震発生後、1週間はトイレを使用しないと、1週間分のトイレのビニール袋といいますが、保管場所も含めて、各家庭でということなのだと思いますけれども、私の実感としては、これはまだ知られていない。まだ知られていない。新築のマンションだと、理論上は壊れませんからと。水は断水になったら止まりますけれども、理論上はトイレも水も電気も使える可能性もあるのです、マンションで。地域にもよりますけれども。そうすると、1週間トイレが使えないというのは実感としては、まだまだ区民に伝わっていないと思いますので、そこはぜひ強調していただきたいと、周知の件、改めて伺いたいと思います。

この復旧なのだと思いますけれども、私の実感では1週間では復旧しないのではないかと。要するに、使用できるという確認が、管理会社が1軒1軒回ったにしても、首都直下型大震災のように一斉に起きる地震に対しては対象となる棟数が多いですから、1週間で復旧というのは少し現実的にはもっとかかるのではないかとというのが私の実感なのです。今、お話ししたとおり、色水であったり、あとカラーボールみたいなものを流して、スムーズに下に来るのかとか、一定、手法は確立しているほうではありますけれども、管理会社がどこまで関われるのか。先ほど、指摘の話のあったエレベーターが止まった際の対応も、同時多発的にみんな起きるわけですから、そうするとどうしてもトイレを使ってしまって、水漏れが起きて分かった。それが排水であれば、大変なしみだったりになってしまう。でも結局それで分かったというのが、過去の震災のマンションの姿を見ると、残念ながら多かったという実感なのです。なので、少し1週間というのは、もう少し実際の被災地の様子も見ながら、もっと長期的なスパンで、また管理

会社の復旧についても非常に時間がかかるということも含めて、マンションにお住まいの方々に周知をすることが必要だと思いますけれども、改めて伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

周知の部分でございます。まず、1週間の備蓄につきましては、まだ知られてないというお声をいただきました。区といたしましては、在宅避難の推奨、家庭内備蓄1週間分ということで、引き続き周知啓発に努めてまいりたいと思います。

あとはマンションの排水の復旧につきましては、区役所としてどこまでできるかというところはありませんけれども、各関係機関と、そういったところは課題を共有して、都も含めて、今後、対策が進められるように連携してまいりたいと考えてございます。

○中塚委員

1週間の備蓄、トイレの備蓄になるわけですが、それ以上、必要だなというところは、実感としてお伝えしたいと思います。

今後、区役所としてどこまでできるかというところですが、やはり、今日の資料にも書いてあるとおり、マンション防災の講演や訓練などへの支援や、マンション防災のさらなる推進ということで、ステップ1、ステップ2、ステップ3とあるわけですが、やはり管理組合などが計画をつくり、訓練を実施し、その中で居住者同士で顔が見える関係もつくる。さらには、移動が困難な高齢の方や障害がある方と日頃からつながることで、災害が起きたときにも何らかの支援につながりやすいなど、非常に大切な取組が今、始まっていると思います。これをしっかりどこまで徹底できるのかというのが、区役所ができるはずだと私は思うのです。その上で伺いたいのは、マンションごとで、防災の計画や訓練を実施しているマンションの棟数は何棟なのか。それも把握されていらっしゃるか、ぜひ把握をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。基本的に首都直下型大震災のときですが、エレベーターが止まった際、閉じ込められた際の対応、停電や断水や火災や安否確認や、あと在宅避難中の支援です。私はマンション居住者だけど、例えば我が家には炭酸水がたくさんあるのです。日頃から。ハイボールに使うので、炭酸水はあるのだけれども、ふと思うと飲料水のほうが少ないのです。それを見ると、例えば震災が起きるとなんか物々交換みたいなそういう交流ができるのもマンションならではの強さだし、よさだなと思うときもあるのです。そういう意味では、そういった計画を持ったり、取り組んだり、今も件数が出ていますけれども、こういう取組が現に始まっていることを思い切って品川区の広報で特集を組むとか、やはり8割の方がマンションなわけですから、こういう取組が始まっています、多くの支援もありますというニュースを発行する。よくまちづくりニュースといって配られますけれども、マンションに特化したニュースをつくって、マンションの世帯に全戸配布するとか、こうした今のまず取組を伝えることによって、うちでもやってみよう。いや、やってみたいと思っていたのだというところと響き合ってくると思うのですが、防災計画や訓練を行っているマンションの棟数、何とか、把握はどうか、ぜひしていただきたいということと、今、既に始まっているマンションでの防災の取組の広報やニュースなどにして、特集にして、周知をしていただきたいと。この点いかがでしょうか。

○羽鳥防災課長

まず、1つ目のマンションの計画と訓練の件数の把握についてでございます。個々にのマンションのリストをそこまで整理はできておりませんが、過去、実施した訓練の件数であれば、延べ件数ということで合計することは可能ではございます。ただ、一方でマンションの計画のほうに関しましては、資料

の一番右下にございますけれども、マンションのマニュアルを作成して、それをさらに作成した上で地域とのつながり、訓練を実施するというのが最終目標ではないのかと考えてございます。そういうこともありますので、東京とどまるマンションの登録件数、現状19件という数字ではございますが、ここをいかに増やしていくのかというところが一つの目安、目標になるのかと考えてございます。東京とどまるマンションの登録件数を増やすためにも、今、委員がおっしゃられたとおり、周知啓発の手法をとるかというところは今後、検討しながら、しっかり評価してまいりたいと考えてございます。

○中塚委員

まず、周知のほうは検討して強化したいということで、ぜひ力を入れていただきたいと思います。今のマンションの防災計画やマニュアルや防災訓練の実態ですけれども、延べでは把握しているということですが、ぜひここは思い切って、全てのマンション管理組合にアンケート調査をしていただきたいと思います。私が理事長をやっているときに、国だったか、都だったか、区だったか分からないですけれども、なんかアンケート調査も受けたことがあるのですけれども、やはりなかなか進んでいない状況を浮き彫りになる。進んでいない状況をリアルに把握することは事業を進めるためにも非常に大切だと思うのです。ぜひ管理組合、規模の大きいところでは棟数ごとになっているのか。例えば管理組合にアンケート調査をしていただいて、計画やマニュアルや訓練や、例えばエレベーターの備蓄の有無だったりなど、一度、アンケートを実施して、把握して、それを力に周知や事業の規模も強化していただきたいと思います。最後にアンケートの件だけ、いかがでしょうか。

○羽鳥防災課長

全てのマンション管理組合にアンケート調査をするところでございますけれども、マンションにはいろいろレベル感があるというところで、今年度から3段階のステップに分けて支援を行っているところでございます。管理組合がしっかり機能しているところというのは、比較的、防災の対策がとれて、組織立って計画もつくられているところが結構多い。一方で、管理組合であったり理事会が形骸化して、なかなか動きがとれてないというところが一つ課題なのかと思っております。そういったところに対して、防災課は支援をしっかり届けていくというところが、今年度、まず、3段階に分けて、きめ細やかな支援をやっていくという狙いでございますので、全マンションにアンケートというような全体的な取組というよりは、まずは優先順位を絞って、個々、まだ動きがないところも拾い上げて、防災力を上げていくというところを今年度は注力してまいりたいとは考えています。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

4の(3)で、ステップ3で、マンションと地域をつなげるとあり、東京とどまるマンションへの登録についても今、各委員からあったと思われませんが、東京とどまるマンションでの成功事例とか、あるいは東京都内の成功事例とかあれば教えていただければと思います。

それが1点と、あと、また都内全体の東京とどまるマンションの登録数もまだまだ少ないと。これが現状だと思われま。品川区は他区に比べても件数が先行していますが、登録を促してきた現在までの取組があればお聞きできればと思います。

○羽鳥防災課長

東京とどまるマンションについてのご質問でございます。まず、成功事例につきましては、都の東京とどまるマンションのホームページに事例が一部、掲載されております。区といたしましては、具体的

に把握はしてございませんが、今年度の取組といたしまして、ステップ3の取組を区の成功事例として、一つ成果を上げて、今後、新たに取組を展開してまいりたいと考えてございます。

区として、東京とどまるマンションの件数が多い要因といたしましては、やはりこれまでも区として啓発をしてまいりまして、マンション防災の重要性が一定、伝わっているのかと考えてございます。引き続き、マンション防災の取組の啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。マンション、アパートでのお住まいが8割超える品川区で、マンションから地域への広がり、あとマンションを核としてのさらなる防災力の強化は理想の姿だと感じています。東京とどまるマンションに登録されれば、非常用電気、マンホールトイレ、防災倉庫とか簡易トイレ、救急セットとか、防災資機材の購入費用に対して3分の2の補助がつけられて、また、本来、町会や指定避難所にある物資をマンションで購入できる補助もあります。町会、自治会などと連携して、合同の防災訓練を行う場合に、100万円の全額補助もあります。在宅避難をさらに進めていくには、東京都で出されているこの流れにさらに乗って、活用していく流れが重要だと感じています。この流れが在宅避難をさらに啓発して推進していくのにつながると思われます。ですが、とどまるマンションへの登録には、水の供給やエレベーターの運転に必要な電力を確保できる非常電源を備えている条件のハードルが高いのが現状で、年数が過ぎたマンションでは少しハードルがあると思われませんが、ここについて、品川区でお考えが何かあれば、お聞きできればと思います。

○羽鳥防災課長

東京とどまるマンションについて、まず補助について、区として追加で補助できないかというところでございます。今、都のほうで補助制度を今年度も様々拡大をしている状況でございます。動向を見ながら、区といたしましては、まず、とどまるマンションにつなげる取組をしていくところを優先順位としては考えてまいりたいと感じているところです。

築年数がたったマンションに対しては、東京とどまるマンションの基準が厳しいのではないかといいるところでございますけれども、とはいえハード面の部分だけではなくて、防災マニュアルの策定というのが、東京とどまるマンションの、まずソフト対策というところでは一つ基準になってございます。それを、マニュアルを策定した上で、地域と連携した防災訓練を実施することで、ソフト対策は1つ基準をクリアすると、星が1つついて、東京とどまるマンションに登録できるという内容でございますので、ハードの対策が難しいところに関しましては、ソフト対策のほうを中心に進めていただければと考えてございます。そういった支援も、区としても進めてまいりたいと考えてございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。ソフト面の対策をもう引き続き進めていただければと思います。東京とどまるマンションでのソフト面の対策で3日分の備蓄について、マンションで備えることというのは、各住戸で供えればここは達成できるというところもあったと思います。ハード面については、例えばですけれども、専門家による非常用電源のための無料診断サービス。非常用電源の導入に際し、どの設備が最適か、設置場所はどこがいいとか、専門家に診断する無料診断の施策とかも一つ考えの中ではないのかと思います。また、非常用電源の導入に対して、東京都の補助制度。発電機は最大1,500万円、蓄電池は上限1,316万円の補助があることの周知も併せて、それプラス品川区のしながわゼロカーボンアクション助成についても、組み合わせて活用することなどの紹介なども分かりやすく周知していくのも一つだと思いますが、改めてこの辺についてお聞きできればと思います。

○羽鳥防災課長

今、お話がありましたとおり、マンション防災に関しまして、都の様々な取組、区も防災課以外の各課の様々な取組がございます。そういったところをひとつ分かりやすくまとめて発信していくということは重要なことだと思いますので、今後、検討してまいります。

○ゆきた委員

ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思います。

また、もう1つ、マンション防災の在り方としてですが、世田谷区では、町会ではなく区内マンションで独立して、現在、防災区民組織が56組織つくられ、年度終わりまでに100組織に増やす計画が出されています。今後、こういった考え方も参考にする必要があると思われますが、品川区内でも東品川3丁目、4丁目では、町会員の99%がマンション住人という状況もあります。今後、この在り方として何か最後にお聞きできればと思います。

○羽鳥防災課長

品川区といたしましては、防災区民組織が200組織ありまして、これまでも訓練、会議等で活動していただいております。避難所に関しましては運営マニュアルの更新もして、各避難所の連絡会議のほうで、各避難所の今、運用を詰めていただいているような取組もしていただいております。そういった今、品川区内では地域の防災区民組織の方の活動が活発でございますので、その活動を基に様々なマンション防災を含めて、支援は進めていければと考えてございます。

○ゆきた委員

今後、ますますマンション防災の在宅避難が重要視されてくると思われますので、町会の単位だけではなくて、こういった考え方というのも引き続き参考にして進めていただければと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時11分休憩

○午後1時10分再開

○新妻委員長

では、建設委員会を再開いたします。

4 その他

(1) 所管質問について

○新妻委員長

次に予定表3、行政視察についてですが、会議の運営上、順番を入れ替え、先に予定表4、その他を議題に供します。

初めに(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、安藤委員、中塚委員の2名より、本定例会の一般質問に関わる所管質問の申し出がございました。

中塚委員の質問項目については、石田ちひろ議員の一般質問のうち「羽田新ルート固定化回避検討会

は破綻した。区長は従来の海上ルートに戻すように国に求めよ」から、「国が示したルートに限定せず、海上からのルートを求めていきたいという区長答弁の背景および区の考え」でございます。

また、安藤委員の質問項目については、こしば議員の一般質問のうち、「地域交通について」から、「大崎地区のコミュニティバスの運行に関する検討状況について」でございます。

進め方でございますが、初めに中塚委員の質問および理事者の答弁等を行い、その後、安藤委員の質問および理事者の答弁等を行っていただきます。

これより所管質問を行います。申し出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の質問につきましては、建設委員会に係る項目についての所管質問でありますので、ご留意願います。

それでは、改めまして、中塚委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、質問をお願いいたします。

○中塚委員

昨日、質問したとおりなのですが、羽田新ルートについての答弁で、国が示したルートに限定せずということだったのですが、国が示すルートに限定せずとした意図、理由、背景を質問させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○新妻委員長

質問が終わりました。

それでは、理事者より答弁をお願いいたします。

○高梨都市計画課長

私からは羽田新飛行ルートに関する所管質問に回答させていただきます。区長は本年7月31日に、国土交通大臣を訪問し、羽田新飛行ルートに関して要望を行いました。要望の内容ならびに大臣発言につきましては、8月25日に本委員会へご報告させていただいた際にお示しした資料をご覧いただければと存じます。本日、資料として、提出させていただいてございます。

要望内容でございますが、本年中、開催とされている第7回固定化回避検討会を早期に開催し、いわゆる海上ルートの実現に資する方策など区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施を早期に行うよう求めたものでございます。

一般質問の答弁に関しましては、国が現在、行っている固定化回避検討会による海上ルートの実現に資する方策について鋭意検討することに加え、その検討に限定することのない方策によっても、区民負担軽減につながる取組が行われるよう、国に対して求めていきたいことから、このような内容に至ったところでございます。区といたしましては、今後も機会を捉えて必要な要望を行ってまいりたいと考えてございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

ご答弁ありがとうございました。国が固定化回避検討会において、様々ルートを検討していく一方で、区としては、区民負担の軽減につながる具体的方策を早期に具体的に提示して欲しい。この間、区民と品川区とのやり取りがあったわけですが、8月25日の建設委員会でも、区長要望についての質

疑をさせていただきましたが、国が示すルートに限定せずというご答弁は、私が知り得る限りでは初めての説明の仕方といいますか、説明だったと思っています。今、ご説明いただきましたけれども、もう少しよく分からないところがあるので伺いたいのですけれども、今までとか、羽田新ルートの問題が発生してから、一貫して、私は、いわゆる今まで羽田空港を飛んでいた従来の海上ルートを求めてほしいと言ってきました。従来の海上ルートに戻してほしい。羽田新ルートには反対を表明してほしいというやり取りをする中で、品川区としては、国民負担の軽減と、あと区民アンケートの声を届けるところは私も承知しているのですけれども、羽田空港への着陸機の飛行ルートの検討というのは国が行うことであって、品川区は知見も技術も持っているわけでもないで、どこをどう通るかは国が決めることだと。区としては、早期に負担の軽減を求めるのであって、ルートについて、ここがいいとか、ここは反対だとか賛成だとか、そういう立場の表明は一貫してなかったわけです。それが、今回、国が示すルートに限定せずとしたのは、今までと少し違うのかと。それとも同じなのかと。ここがよく分からないところなのです。なので、改めてなぜ限定せずとしたのか。新たな態度表明というか、新たな説明の仕方というのであれば、今までの答弁、前回の8月25日の質疑からも1カ月ぐらいたっておりますけれども、今までの説明と違うのであれば違うという言い方をしなければ、新しいのであれば、どこがどう新しいのか、もう少しご説明いただきたいと思います。

○高梨都市計画課長

今、ご質問にありました国が示すルートに限定せずという言葉につきましては、今回の一般質問で初めて区としては述べた内容といったところは間違いないところでございます。態度につきましては、これまでも区は機会を捉えて、国に対して固定化回避検討会を早期に開催せよということで、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施を早期に行っていただきたいということを繰り返し求めてまいりました。今回についても、国が示す固定化回避検討会で海上ルートの実現に資する方策について調査研究を行っていくということで国は言うておりますけれども、国がやっていたことはもちろん、そのほかの方策がどんなものがあるかというのは別としても、区としてはいずれにしろ、品川区民の区民負担の軽減に資する方策について、早く国に対して示してもらいたい。それを実行していただきたいという態度につきましては、以前から継続して求めている態度であるところでございます。

○中塚委員

区民負担の軽減につながる具体的な方策を早く示してほしいというご説明です。固定化回避検討会が検討してきた中身は、当初からいわゆるA、C滑走路を前提とするもので、品川の上を飛ぶものと指摘し、直近の検討会の内容を見ても、市街地の上空を飛ぶということも明らかになる中で、当初から述べてきたとおり、従来の海上ルートに、元に戻すことが品川の上を飛ばないルートだと私は思っております。区民負担の軽減を示してほしいということですが、区民負担の軽減を示す方策の1つに、海上ルートを求めていくというのが区の立場なのか。従来の言い方にすると、従来の海上ルートに、元に戻してほしいと。これを品川区として国に求めるのが、森澤区長の立場なのか、そこを伺いたいと思います。

もう1つ、少しややこしいかもしれませんが、飛行機がどこを通るか、ルートについては、国が決めます。国が考えて、発表するものだというこの考えに変わりはあるのか、ないのか。少し込み入った指摘かもしれませんが、そこも質問させていただきたいと思います。

○高梨都市計画課長

最初のご質問ですが、具体的な使用滑走路を区のほうから指し示すものではなく、品川区の区

民負担軽減に資する方策について、国に対して早期に提示し、実行していただきたいという態度でございます。

2つ目のルートについてですけれども、区は実際に飛行機が飛ぶルートについて、調査研究する機関ではございません。実績、知見を持ち合わせていないといったところは変わらず認識しているところでございます。

○中塚委員

なるほど。ということは、品川区として、国に従来の海上ルートを求めるというストレートな立場ではないということなのか。ただ、本会議で区民負担の軽減というところで、海からのルートを求めている云々のご説明があったので、ここを改めて伺いたいと思います。

それと、本会議で国が示すルートに限定せず、海からのルートをということですが、この発言自体は、7月31日の区長が大臣に要望した中身なのか、要望した中身を少し解説したものなのか、直接、大臣に伝えた区長の言葉なのか、それとも伝えたものを解説したものなのか、そこもご説明いただきたいと思います。

○高梨都市計画課長

今回、限定せずというような形で求めたものにつきましては、国が今、実施している固定化回避検討会で、国は海上ルートの実現に資する方策について、調査研究を実施すると言っております。そこはしっかりと検討してまいりたいというところと、あと、そのことに限定せず、いずれにしても品川区民の負担軽減のために資する方策について、国より早期に提示し、実施していただきたい。そのようなものでございます。

2つ目の今回の一般質問の答弁に記載した内容につきましては、7月31日に区長が国土交通大臣へ伺った際に発言した内容ではございません。現在の区の考えを答弁させていただいたところでございます。

○中塚委員

当日、区長が大臣に話した中身と今回の一般質問答弁が違ったので、新たに説明したというか、解説したということですね。分かりました。国が検討しているルートに限定せず、区民負担軽減につながる海上ルートをとおっしゃるのですけれども、品川区民のための海上ルートをとということの一つが従来の海上ルートに戻すということ。そこをストレートに区は述べることができるのか。要するに、従来の海上ルートを国に求めてほしいというのが一貫した私の区への、国への要望なのですけれども、区民負担の軽減の一つに、今までの海上ルートに戻してほしいということを、品川区として国に求めているのか、ここをずばり伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

区といたしましては、具体的な使用滑走路やルートを指し示しているのではなく、海から離着陸するルートも含めて、品川区民の区民負担軽減につながる取組について、国へ求めてまいる考えでございます。

○中塚委員

だから少し煮え切らないことになっています。私も少しこのやり取りを、議事録をもう1回見て、自分なりに整理したいと思うのですけれども、森澤区長の認識、品川区の認識が、従来の海上ルートに戻すことを国に求めるという立場であれば歓迎したい。しかし、今の説明だと、やはりよく分からないところが残ってしまうのです。言い方を変えれば、品川の上を飛んでほしくないということを国に求めて

いただければ歓迎するのだけれども、どうもよく分からないところがあるのです。やはり今の答弁でも、ルートは国が決めるものだ。ただ、国が検討するルートに限定せず、区民負担の軽減や海上ルートを求めるという話もするのです。分かりますか、私のよく分からなさ。不思議な質問になってしまうのですけれども。なぜこんなことが起きるかという、第6回固定化回避検討会の「品川区の皆様へ」というニュースレターに、今後の取組の3つ目として、海上ルートの実現に資する方策について、国際動向等を踏まえた調査研究を実施すると、国がこれをやるとおっしゃった。森澤区長がここを捉えて、海上ルートの実現に資する方策を国が検討すると言っているのだから、きちんと早期に示せというのが8月25日、前回の建設委員会のご説明だったと思います。その説明と今回の国が示すルートに限定せずということと、海からのルートを求めていくということが、やはり違うのか、同じなのか、新たな表現なのか、ここが今のやり取りでも正直よく分かりませんでした。

なので、最後に改めて、ぜひ品川区として、国に対して従来の海上ルートに戻すよう要望していただきたいと改めて質問いたしますが、いかがでしょうか。そして、固定化回避検討会でだけれども、いずれにしても、品川の上を飛び続けるルートの検討でしかないと思いますので、こうした国の検討を待つことなく、ぜひ海上ルートに戻すよう国に提案をしていただきますよう、改めて質問させていただきます。

これで最後にしますが、言葉尻で言うと、従来の海上ルートに戻すとはなかなか言えないけれども、いわゆる海上ルートを求めるこの議論は8月25日の建設委員会で私はさせていただいたのです。いわゆる海上ルートというと、国が考えているものである。従来の海上ルートというのは、今まで飛んでいたルート。品川区民の願いは、品川区の上は飛んでくれるなど。そのことを品川区として国に求めてほしいということです。ぜひ改めて要望いたしますけれども、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

区民の方々が日々、品川区上空を飛ぶ羽田新飛行ルート、お困りの声があるといったところは、区としても十分認識しているところでございます。だからこそ、区としては品川区民の負担の軽減に資する方策を1日も早く実現していただきたいと考えているところでございます。具体的なルートに限ることではなく、指し示しているものではなく、品川区の区民の負担軽減に取り組む、1日も早く実現をしていただくといったところを国に対して求めてまいります。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○安藤委員

共産党としては、本会議で何を聞いたかということ、固定化回避検討会は破綻していると。そういう中でも区長が海上ルートという言葉を使ったものですから、海上ルートの意味するところは何ですかと聞いたのです。そうしたら、国の固定化回避検討会で検討しているルートに限らず求めていくという話だったので、これは新たなステージに立ったのではないかと感じておりますし、おりました。なのですが、先ほどのやり取りを聞いていると、またよく分からなくなってくる面もあるのです。少し伺いたいのですが、区長が求めた国のルートに限定せず海上ルートをということなのですから、これは国の固定化回避検討会で検討している海上ルート、いわゆる海上ルートには限定しないというわけですね。その中に当然、海上だといろいろあると思うのです。元の海上ルートに戻すというのはもうこれは含まれているのではないのですかというところを伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

区としましては、具体的なルートを指し示しているものではなく、いずれにしても品川区民負担軽減に資する取組を進めていただきたいといった思いで、今回の答弁をさせていただいているということです。

○安藤委員

具体的なルートは幾つもあるのです。幾つもある中で、その中から選べと言っているわけではなくて、幾つかいっぱいあるルートの中には元の海上ルートというルートもあるわけです。だから元の海上ルートに戻すということは当然含まれているのではないのですか、区長の答弁は。区長というか今回の区の答弁はと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

繰り返しになりますけれども、具体的なルートを指し示しているものではございません。品川区民の負担軽減に向けた具体的な取組の提示と実施を、国に対して求めてまいりたいということでございます。

○安藤委員

なかなか言葉でどこまで認めるかという、大変なこういった行政とか政治の世界ですと、微妙な問題なのかもしれませんけれども、そこまでは言葉としては認められないということなのですが、これは当然含まれるのではないかと私は解釈をしているのですけれども、ただ、そこについてはイエスとはなかなか公式には言えないということなのではないでしょうか。

もう1つ、先ほど区長の当日、7月31日に言った要請とは違う内容を本会議で説明しましたみたいな話があったのですが、私たち共産党が伺ったのは、区長が何を要請したのですかという質問をしたので、それがずれていると私は困るのです。困るというか、おかしいと思うのです。それは区長が31日要請した内容を本会議で答弁したということではないですか。そこは違うのですか。私はずれているとなるとおかしい話になってくると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

先ほどの答弁では、7月31日の大臣面会の際に、必ずしも国が示すルートに限定されずといった内容で大臣に要請したのかというご質問に対しては、そのような言葉では言っていないということで捉えたものでございます。今回の本会議で答弁させていただいた区民負担軽減に向けた取組について、早期に提示し、実施するといったところは、7月31日の大臣面会で求めていますし、今回の一般質問でも答弁させていただいたところでございます。

○安藤委員

言葉では言っていないけれども、その言葉の中にはそういうことを区として求めた考えなのということですを表明したという、本会議ではそういうことなのではないでしょうか。言葉では言っていないかもしれませんが、ただ、その言葉というのは、こういう意味で私たちは使ったのです。国にこういうように求めたのですという意味だと私は思ったのです。そうでないと、逆に言うと私たちの聞いた質問に対して、区は答えていないということになると思うのです。そこら辺でいいのですか。そういうことでよろしいのでしょうか、解釈は。

○高梨都市計画課長

7月31日に大臣面会で求めたことと、今回の一般質問で、区として態度を変えているといったところはございません。

○安藤委員

変えていないということであれば、あの本会議答弁は何だったのかというと、言葉では言っていない

けれども、区としては固定化回避検討会で検討している海上ルートに限定されない海上ルートというのを公式にあの場で国に求めたのですということを表明したということによろしいでしょうか。

○高梨都市計画課長

いずれの機会におきましても、区としましては品川区民の区民負担軽減につながる具体的な方策の提示と取組を早期に提示し、実施していただくように求めたいという態度については変わってございません。

○安藤委員

でも、先ほど、課長の答弁で、違わないです。同じですよという答弁の、具体的な文言は忘れたのですけれども、違うことは言っていないということでした。これは議会ではないですか。やはり議事録にも残るわけです。その中で、固定化回避検討会で検討する海上ルートは、破綻したと。危険だし、品川区の上を絶対通るし、やったとしてもすごく時間かかるしということで、破綻したと評価したわけですから、固定化回避検討会の海上ルートではない、そこにはとらわれない、限定しない海上ルートを求めたということを、品川区が国に7月31日に伝えたと。それは議事録上ではっきり私はしたと思うのです。だからこれはさらに踏み込んで表現していただきたいという面はあります。正直、あります。もっとはっきり分かるように言ってほしいというのがあります。ただ、いろいろ政治の世界であったり、行政の世界なので、そこはいろいろ機微があるのでしょうけれども、その点について、私はすごく重要な一步を踏み出したと評価しているのです。その上で、こういったことを、もう今のやり取りを聞いても誰が分かるのだという、もうかなりマニアックなやり取りになってしまうので、やはりもう少しそうしたことを区として言ったのだということを、区民向けにも、あと改めて国に対しても言うのもいいと思うのです。PRみたいな発信すべきなのだと思うのですけれども、今回の区長の要請で、そうしたことを要請したことについて、改めて区民向けに少し発信していただきたいのですが、特にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

7月31日の大臣面会については、ホームページ等で区民向けに発信をさせていただいているところでございます。ご提案の内容につきましても、今後、検討させていただきたいと思います。

○安藤委員

ぜひ検討していただきたいと思います。やはり、最も被害が大きいのが品川区なのです。もう低空で、もう着陸直前で、やはり品川区の自治体、品川区区長を含めた品川区がどういう意見を言うか、メッセージを発するかというのは本当に大きな影響力を持ってきます。それは区民にとっては、とても大きなプラスになる可能性があるということなのです。ですから、ぜひ検討をしていただきたいですし、これからもさらに踏み込んだ発言をどんどんしていただきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようですので、次に移ります。

次に、安藤委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならない形で質問をお願いいたします。

○安藤委員

9月18日、こしば区議の一般質問の中で、コミュニティーバスの大崎ルートについても質問がありました。品川区からは令和8年度、上半期にデマンド交通の実証実験開始を視野に入れてという答弁が

ありましたけれども、区としては、この間、いつから、どのような場所で、どのような検討をしてきたのか、そして現時点での検討内容などを教えていただけたところがあれば、ぜひ教えてください。

○新妻委員長

質問が終わりました。

それでは、理事者より答弁をお願いいたします。

○櫻木地域交通政策課長

大崎地区に関する交通課題の検討状況ということでございます。資料にありますとおり、令和2年10月に策定した品川区地域公共交通基本方針で示された区内の交通サービス圏域外の地区が示されておりまして、それを踏まえて、令和3年2月に策定した品川区コミュニティバス導入計画で、3つの候補ルート案が示され、そのうち大井ルートについては、一部の地区を除いて、令和4年3月28日に試行を開始しているところでございます。

その際に、大崎ルート、荏原ルートのコミュニティバスの実施については、大井ルートの運行状況を踏まえて判断することとなっております。大井ルートにつきましては、当初の運行計画期間においては、指標である収支率50%を超えなかったことから、試行運行期間を延長し、引き続きコミュニティバスの検証を行っていくことを想定しております。一方で、それぞれの地区の地域の交通課題についてふさわしい交通を見極めるために、荏原地区においては、令和7年7月9日より、AIオンデマンド交通の実証運行を開始しております。大崎地区につきましても、デマンド交通の実証運行の可能性について、令和8年の下半期を視野に入れて、検討を進めている予定でございます。その間、これまで経緯としましては、警察等の協議または実地の調査等を踏まえて、現在の中型バスの状況だと、なかなか課題が多いという検討状況でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

ご説明ありがとうございました。警察との協議や、実地調査などでという話もありましたけれども、この大崎ルートについては、たびたび議会でも質問が出されておりましたけれども、そうしたデマンド交通の実証運行の開始を視野に入れて検討を進めていくという判断に至ったのはいつなのか、その判断に至るまでに、どのようなところで、会議体で検討してきたのかをお伺いしたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長

デマンド交通の判断でございますが、大崎地区の交通課題の解消に向けては、様々な可能性を従前より検討しておりまして、コミュニティバスおよびデマンド交通というところも可能性としては検討してきたところでございます。荏原地区において、7月9日より実証運行を開始して、ある程度、状況が分かってきたことも踏まえて、大崎地区でも可能性があるのではないかとということで、より具体的に検討を進めているという状況でございます。

○安藤委員

大崎ルートなのですが、すごく長いルートですよ。西品川、大崎のところの空白地域もあり、サービス圏外地域もあるのですが、上大崎のほうまでつながっているということなのです。そういった意味で、今のルート案ですと、コミュニティバスがずっとつながっていくというようなルートになっている案になっています。今回の答弁であった実証実験の運行を視野に入れて具体的に検討ということな

のですが、これはどこの範囲を、大崎ルートとしているのか。ルート全域を対象にした実証運行を念頭に置いているのかを伺いたいのと、それとコミュニティーバスとデマンド交通というのは、随分とやはり性格や運行方法も全く違う。全くというか、少し違うので、いろいろな意見があると思うのです。コミュニティーバスの可能性というのはもう放棄したということなのかということ伺います。それとデマンド交通にしようと思った理由について、もう少し伺いたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長

まず、今回、想定しているデマンドの範囲ということでございますが、基本的には、これから調整をしていくというもので、現時点で決まっているものでございませぬが、交通空白地域のうち、西品川地区を中心として、あとは既存の交通事業者との調整を行います。デマンド交通としての範囲、一定の適正なエリアという概念もございませぬので、その範囲に入るか等を現場の状況等も踏まえながら、これから調整していくというタイミングでございませぬので、現時点でどこまでと決まっているものではございませぬ。

それとコミュニティーバスの考えを放棄したというご質問ですが、コミュニティーバスの扱いについては、現時点で、先ほど申し上げましたとおり、大崎ルートコミュニティーバスの運行については、大井ルートの運行状況を踏まえて検討するということでございませぬ。ただ、大井ルートの状況につきましては、先ほど申し上げた試行運行の延長という状況でございませぬので、引き続き、注視していくということでございませぬ。

あとはデマンドに決めた理由でございませぬが、デマンドというよりは中型のバスの車幅はかなりやはり少し交通課題の解消に厳しい地区であろうという判断がありまして、その中でどういう形がいいのかということを探した一つの案ということでございませぬ。

○安藤委員

実際、運行しようとなると、様々な具体的な課題が出てくると思うので、ご苦労はとて大きいとは思いますが、少し今のご説明だと、西品川地域については少しデマンド交通の実証実験を始められるけれども、コミュニティーバス大崎ルートについては大井ルートを踏まえてこれからの検討は残っていますみたいな感じに聞こえたので、大崎ルートは大崎ルートでまだ少し検討途中で、それとはまた別といいますか、西品川の地域辺りでデマンド交通をちょっと今、検討しているというイメージでよろしいですか。

○櫻木地域交通政策課長

現在の区の考え方としましては、大崎ルートにつきましては、コミュニティーバスの大井ルートの試行運行の状況を踏まえて検討していく。ただし、非常に課題が多い状況ということでございませぬ。

○安藤委員

とにかく大事なのはやはりこの地域の足です。それをしっかり確保していくと。移動も保障しつつ、コミュニティーバスが目指しておりました様々な課題を解消していくということだと思いますので、これから地域の住民の方の意見を聞いて、ぜひ実現に向けてやっていただきたいのですが、コミュニティーバスについては、上大崎の地域が相当ありますので、この地域のことを考えますと、やはり私はぜひコミュニティーバス大崎ルートの可能性を最後まで追求していただきたいし、実現していただきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

大崎でデマンド交通の検討を進めていくという説明がありましたので、西大井はどうかということ質問させていただきたいと思います。これまでも議論してきたことなので、詳しくは言いませんけれども、本会議でも指摘があったように、西大井循環ルートがあつて、いろいろな警察の理由で、コミュニティバスは少しハードルがあるという中で、荏原のデマンド交通が示された際に、私が課長に質問したら、西大井でのデマンドも可能性はゼロではないとおっしゃってくれたのです。だから、その可能性は今、どれぐらいまで上がったのかという思いもあるのですけれども、いずれにしてもこの西大井3丁目から5丁目、大井7丁目付近は品川区も認める交通困難地域でありまして、コミュニティバスであれ、デマンド交通であれ、いずれも困難の解消は私は急務だと思っております。改めて、この西大井、正確に言うと西大井3丁目、5丁目、大井7丁目周辺の地域の交通困難問題はどうかと。現状、どこまで進んでいるのかと。デマンド交通でいえばゼロではないから何%ぐらいになったのかという現状を伺いたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長

いわゆる西大井循環ルートでございますが、本会議でも答弁申し上げたとおり、標高差等もあつて、交通に課題のある地区として、区としても認識しているところでございます。今後もしどのような交通がふさわしいかにつきましては、他地区の運行状況を踏まえながら研究していきたいということでございます。

○中塚委員

他地区で研究したいということですが、どこの何を見て研究をしているのか、していきたいのか伺います。つまりコミュニティバスなのか、デマンド交通なのか、両方なのか。具体的に地区があるのであれば、どこの区の何を参考になっているのか、そこを改めて伺います。

それと、しなバスの試行運行が延期ということで、今回示されました。試行運行を見てからと、大崎ルートについての説明がありましたが、この西大井循環ルートについても、試行運行を見てからという位置づけなのか、そうになってしまうと、延期というところで、西大井循環ルートも延期ということの関係にあるのか。私はコミュニティバスという手法であれ、オンデマンド交通という手法であれ、大事なことは住民の移動を支援すること、保障すること、それにふさわしい手段といいますか、その地域に合う手法といいますか、ストレートに言えば早くやってほしいというところなのです。もうこの議論が始まってから、今日の資料を見ても、令和2年10月時点という資料ですが、この前から議論は続いていて、かれこれもう5年、10年、相当たっているわけで、住民もそれだけ、まだかというのも正直な声として寄せられております。前も言いましたけれども、西大井循環ルートは1回示されただけに、しかも町会の役員を乗せて、1回、乗ってどこなら通れるというのをやっただけに、どうなっているのだという話も伺います。ぜひ、1日も早く実現していただきたいと。手法は様々あると思いますけれども、実現していただきたいと思いますが、最後にいかがでしょうか。

○櫻木地域交通政策課長

しなバスについては試行運行という形でやらせていただいているのと、あとは荏原地区で、実際、デマンド交通、そして現時点で調整がかかりつつある大崎地区のデマンド交通の状況を踏まえながら、研究させていただきたいと思っております。地域の方からご要望あるのは、私どもも、しなバス連絡会ということで、地域に入って、年に1回、ご説明する中でも、非常に強いご要望を受けているのは承知しておりますので、そのような状況も踏まえて、どのようなことができるかというのは考えていきたいと

思っております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で、所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○新妻委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございます。

サイドブックスにて配付の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。

それでは、この案のとおり申し出ます。

以上で本件を終了いたします。

(3) 委員長報告について

○新妻委員長

次に、(3)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。

それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他について

○新妻委員長

最後に、(4)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

3 行政視察について

○新妻委員長

最後に、予定表3の行政視察についてを議題に供します。

まず、行政視察の同行理事者につきましては、溝口防災まちづくり部長との報告を区長より受けておりますのでご報告いたします。

次に、サイドブックスに掲載しております行政視察についての資料を基に視察先の概要について確認していきたいと思いますが、これ以降は同行される防災まちづくり部長のみ、お残りいただき、その他

の理事者の方はご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(理事者退席)

○新妻委員長

それでは、行政視察の視察先への理解を深めていただきたいと思います。

進め方については、まず事前に配付いたしました資料を基に、私から視察先の概要をお話しし、その後、視察先への質問や確認したい事項などのご発言をお願いしたいと思います。

それでは、初めに私から視察先をご紹介します。視察の行程に倣って、一括してお話しします。

初めに新潟県長岡市です。長岡市の概要は資料2ページのとおりでございます。長岡市では、「中越大地震からの復興および防災の取組について」および「能登半島地震における被害および復興の状況について」の視察を行います。

長岡市は地震や水害、雪害等、これまでに非常に多くの災害を経験してきました。近年の地震に限っても、平成16年の中越地震、平成19年の中越沖地震、令和6年の能登半島地震など、複数回、震度6以上の揺れを観測しています。

能登半島地震の際には、最大震度6弱を観測し、204の避難所を開設するなど、様々な災害対応に追われる中、資料20ページに記載のとおり、過去の災害の教訓を活かし、発災当日から他自治体への支援も実施しています。

勉強会資料といたしましては、3ページから、中越大震災からの復興および防災の取組についての資料、16ページから、能登半島地震における被害および復興の状況についての資料を掲載しております。

これまでの災害の経験・教訓を活かし、常に防災力の向上を目指して取組を続ける長岡市を視察し、防災の取組を勉強するとともに、災害時の対応について学んでまいりたいと思います。

次に、石川県羽咋郡志賀町です。志賀町の概要は資料34ページのとおりでございます。志賀町では、「能登半島地震における被害状況・復興計画および課題について」と題し、被災者支援や復興計画、災害廃棄物等の処理体制などの視察を行います。

志賀町では、資料35ページ以降に記載のとおり、令和6年度能登半島地震で輪島市と同じく最大震度7を観測し、まちのほとんどの住家、学校、インフラなど様々な被害がありました。発災当時、町内には7,868世帯が居住しておりましたが、一部損壊以上の被害を受けた住居は、6,057棟におよびます。長期間の断水もあり、多くの住民が避難を余儀なくされました。

そのような状況下で、どのように被災者支援を行い、対応を行ってきたのか。また、現在はどのような状況にあるのか。震災から復興について、お話を伺ってまいりたいと思います。

39ページ以降に避難所の開設状況、42ページ以降に復興計画、59ページ以降に被災者支援の事例、69ページに仮設住宅への入居状況、70ページに災害廃棄物の処理について掲載しています。住まいの再建に関することにつきましては、この後、ご説明する小松市の資料にまとめて掲載しておりますので、各自ご覧ください。

また、志賀町では、交通系ＩＣカード「Suica」を活用した避難者情報の把握や被災者支援が行われました。40ページで事例を紹介してありますので、ご覧ください。

最後に、石川県小松市です。小松市の概要は資料73ページのとおりでございます。小松市では、「罹災証明の迅速化等について」と「住まいの再建等の支援について」の視察を行います。

小松市では77ページに記載のとおり、令和2年から毎年、会計年度任用職員を含む税務課職員全員を対象に罹災証明の受付申請窓口の研修を行っており、令和4年度からは、市独自の住家被害認定士の

認定制度を創設するなど、罹災証明の発行迅速化等に力を入れています。

罹災証明が迅速に発行されることで、仮設住宅への入居や自宅の公費解体、公共料金等の減免、被災者生活再建支援金、義援金等の給付など、様々な支援を早い時期から受けることが可能となります。

令和6年能登半島地震では、小松市だけではなく、他自治体にも職員を派遣し、住家被害に関する対応等を行われました。小松市による報告については、資料79ページから81ページをご覧ください。

また、住まいの再建支援については、資料83ページ以降をご覧ください。被災住宅の応急修理や応急住宅の供与、生活家電の購入支援等についてまとめております。資料後半に掲載している石川県の「住まいの再建支援ハンドブック」に詳しい記載がございますので、こちらも併せてご覧ください。

簡単ではございますが、視察先のご紹介は以上です。

次に、視察先で特に質問や確認したい事項、ご要望について伺いますが、既に視察先より質問等があれば事前に伺いたいとの依頼があり、各委員、本日の勉強会の資料等を参考に、視察先について調べていただきまして、質問事項を出していただきたいと思います。視察先に関する質問事項等の取りまとめの方法などの詳細は、前回同様、委員会終了後に追ってお知らせいたしますが、10月1日水曜日をめどに事務局へご提出願います。よろしくお願いいたします。

それでは、視察先につきまして、この場で特に確認したい事項やご質問、ご要望等がございましたら、ご発言願います。

いかがでしょうか。

○中塚委員

視察先の質問は、10月1日までというお話でしたけれども、今、この場で、口頭も大丈夫なのでしょうか。

○新妻委員長

大丈夫です。どうぞ、ご発言ください。

○中塚委員

大きく2点です。全体通じてというところにはなるのですが、やはり大変な災害を経験された自治体の方に、国や県への要望がもしあれば伺いたいと思います。例えばこういうことはもっと早くやってほしかったとか、こういうところの支援がまだないので創設してほしいとか、また現にやっている支援はぜひ継続してほしいとか、そういった国や県への要望事項。ぜひ、こういう経験した自治体の方々に聞きたいというのが1つです。簡単に言えば、国や県への要望ということです。ぜひ、力になりたいというところで、伺いたいと思います。

もう1つはこれも全体に関わるのですが、ぜひ被害の実態と支援のところで、やはり高齢者と障害者の被害の実態と支援の視点でのお話を伺いたいと思います。やはり災害関連死のお話を伺うと、ご高齢の方、また障害のある方は本当に苦勞されていることが報道でも伝わってきます。僕もずっと見ても住宅がこういう被害だと、その中でもやはりご高齢の方、障害のある方はさらに、ご苦勞や被害があるかと思います。視点として、高齢者、障害者の被害の実態と、この支援、この視点をもってご説明いただけたらうれしいと思いますので、よろしくお願いいたします。ご検討ください。

○新妻委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ただいまいただきましたご意見につきましては、視察先のご都合もあると思いますけれど

も、十分踏まえた視察としてまいりたいと思います。また、10月1日まで質問をお受けいたしますので、事前にできるだけ出していただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、部長からもお聞きしたほうがよろしいでしょうか。何かありますか。

○溝口防災まちづくり部長

特には。大丈夫です。

○新妻委員長

ありがとうございます。

なお、行政視察の報告書につきましては、これまでどおり、視察後、直近の委員会閉会後に各委員から感想等を出していただき、その議事録をもって報告書にしていまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後2時05分閉会